

包括外部監査の結果報告書（その1）

第1 外部監査の概要

1 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件（テーマ）

(1) 監査テーマ

県立高校の財務事務の執行及び財産の管理利用状況について

(2) 監査対象機関

教育委員会 本庁 県立高校の財務に関する事務が執行される課
教育機関 県立高校

(3) 監査対象期間

原則として平成16年度（必要と認めた場合過年度分を含む）

3 特定の事件（テーマ）として選定した理由

県立高校では、少子化の進展による生徒数の減少、国際化・情報化等の社会の変化に伴う生徒の学習ニーズの多様化が生じており、これらに対応し、より質の高い教育が提供できる教育環境や教育内容の充実を図るために学校づくりが求められている。

このような県立高校を取り巻く状況と県の財政が厳しい中で、県立高校の管理・運営について、県教育委員会所管部署の財務に関する事務が、地方自治法第2条第14項及び第15項の趣旨に沿って執行されているか検討することが必要と判断し、テーマとして選定した。

4 外部監査の実施者

外部監査人	公認会計士 森永敏夫
外部監査人補助者	公認会計士 水谷芳昭
外部監査人補助者	公認会計士 小田正幸
外部監査人補助者	公認会計士 田中博之
外部監査人補助者	公認会計士 神田忠二郎
外部監査人補助者	事務所職員 中田麻美

5 外部監査の方法

(1) 監査の着眼点

- ア 県立高校の管理運営は法令、条例、規則等に基づき適正に運営されているか。
- イ 県立高校の管理運営は経済的、効率的に行われているか。
- ウ 県立高校の管理運営について、教育委員会の組織及び運営の合理化に努めているか。
- エ 教職員の給与等は法令、条例、規則等に基づき適切に処理されているか。特に特殊勤務手当の見直しの必要はないか。
- オ 委託料、備品購入費、需用費等の予算執行手続は、法令、条例、規則及び要綱等に基づき適切に処理されているか。また、経済性、効率性に配慮して執行されているか。
- カ 教育財産の取得及び維持管理は適切に行われているか。また、有効に活用されているか。
- ハ 授業料等の県費収入と学校徴収金（模擬試験代金の徴収を含む。）、PTA会費、実習教材費等の私費を明確に区分し、現金の管理は適切に行われているか。
- キ 授業料等の未納に関する督促手続及び減免手続は条例、規則等に基づき適切に処理されているか。
- ク コンピュータシステムの利用に伴うセキュリティの管理は適切に行われているか。

(2) 実施した主な監査手続

- ア 教育委員会各課及び往査した県立高校で組織・管理・運営について概要の聴取
- イ 教育委員会各課及び往査した県立高校の関係書類の閲覧及び質問
- ウ 同上の評価及び分析
- エ 往査した県立高校の施設の管理運営状況等の視察
- オ 物品管理について現場の管理状況の調査及び現物の実査
- カ 県立高校別資金収支の状況の比較分析
- キ 教育委員会各課の県立高校の管理状況の検証
- ク コンピュータシステムのセキュリティに関してコンピュータルームの視察及び質問

なお、必要と認めた場合、個別事項の各項目の箇所に監査手続を記載している。

6 外部監査の実施期間

平成17年7月28日から平成18年2月28日まで

7 根拠法令の略称

本文中の法令の略称は次のとおりである。

地方自治法	「法」
地方自治法施行令	「令」
山口県公有財産規則	「財産規則」
山口県物品規則	「物品規則」
山口県会計規則	「会計規則」
地方公務員法	「地公法」
教育公務員特例法	「教特法」
一般職に属する学校職員の給与に関する条例	「条例」
一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例	「特勤条例」
特殊勤務手当の支給に関する規則	「特勤規則」

8 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、私は地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

報告書中の表の合計は、端数処理の関係で総数と内訳の合計が一致しない場合がある。

第2 監査対象の概要
1 教育委員会の組織

(平成17年4月1日現在)

知事 副知事 出納長 総合政策局、総務部、地域振興部、環境生活部、労働福祉部、健康労働部、商工労働部、農林部、水産部、土木建築部の各課室、出先機関

公営企業管理者 企業局

監査委員 事務局

地方労働委員会 事務局

人事委員会 事務局

選挙管理委員会 事務局

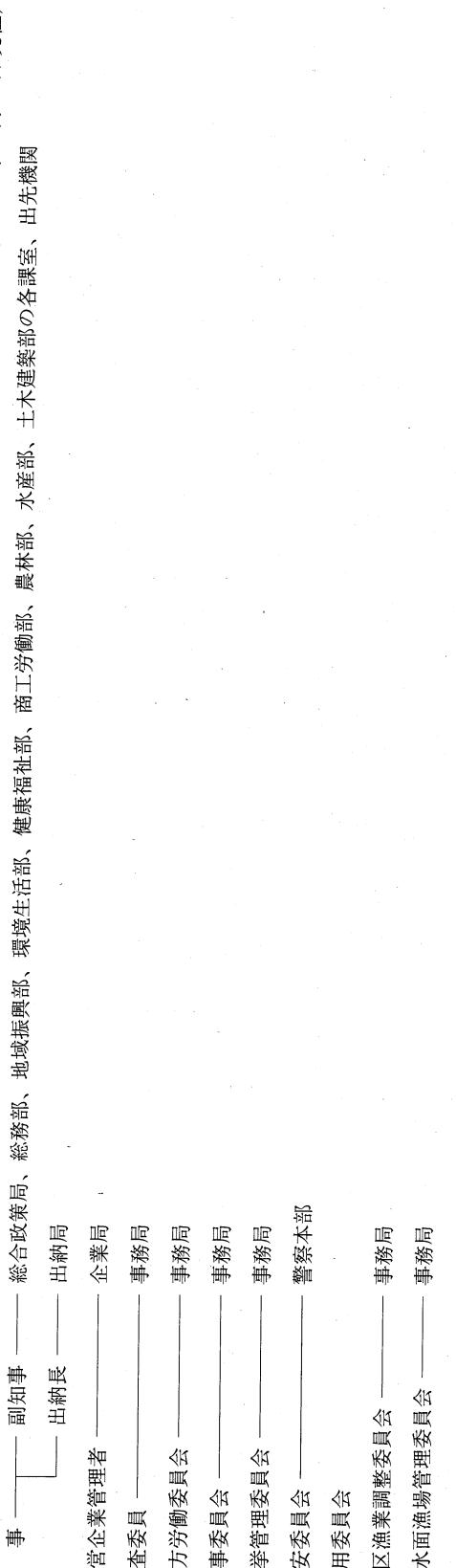
公安委員会 警察本部

吸用委員会

海区漁業調整委員会 事務局

内水面漁場管理委員会 事務局

山 口 県 教 育 委 員 会 の 組 織



なお、社会教育課（山口県立山口図書館）は文化財保護課（山口県立美術館、山口県立山口博物館、山口県立萩美術館・浦上記念館）の対象である。
報告（その2）の特定の事件（テーマ）の対象である。

2 県立高校の財務に関する事務が行われる課の業務内容

教育政策課

総務管理班	公印管守、表彰、給与 教育委員、教育委員会会議、事務局職員人事、市町村教委指導 庶務
企画調整班	予算総括、総合調整
秘書班	秘書
学校施設班	県立学校施設、小・中・高校理科教育設備、高校産業教育振興施設設備、学校財産管理、公立幼・小・中学校施設助成、へき地教員宿舎助成
教育企画室	基本計画等の策定、施策の企画・調整及び推進、調査、統計、広報、広聴、教育行政に関する相談

教職員課

管理班	予算（県立学校の運営予算を含む。）、授業料減免、特殊教育就学奨励費
学校人事班	学校職員の人事、旅費、就学援助費
学校運営班	教員免許、教職員定数・給与費、義務教育費国庫負担金、大学入学資格検定、通学区域 入学者選抜、転入学・編入学
学校管理班	学校管理、服務、規則・規程・学則
学校給与班	小・中・県立学校職員の給与
高校改革推進班	高校改革、編成整備

福利課

福利班	予算、教職員住宅、教職員元気回復事業
厚生班	職員の健康管理
給付班	退職手当、公務災害、児童手当

指導課

管理班	予算、補助金事務
義務教育班	小・中学校教育課程、へき地・複式教育、幼児教育、少人数教育、学校芸術文化、免許法認定講習
高校教育班	高等学校教育課程、外国語教育、情報教育、定時制・通信制教育、産業教育、学校図書館、就職指導
生徒指導班	生徒指導、道徳教育、性教育、特別活動、進路指導
特別支援教育班	盲・聾・養護学校教育課程、障害児就学指導、訪問教育、交流教育、教科用図書

社会教育課

企画班	予算、補助金事務、図書館、青少年教育施設、生涯教育圈構想の推進
青少年教育班	青少年教育、野外教育、社会教育委員・社会教育主事等
成人教育班	家庭教育、成人教育、生涯学習ボランティア等

人権教育課

企画班	予算、進学奨励費、補助金事務
推進班	学校人権教育、社会人権教育

文化財保護課

企画班	予算、文書館、博物館、美術館
文化財保護班	文化財保護審議会、補助金、文化財指定管理、銃砲刀剣類登録
埋蔵文化財班	埋蔵文化財

保健体育課

管 理 班	予算、体育施設、公益法人指導
学校健康教育班	学校保健、学校安全、学校給食、補助金事務
体育・スポーツ班	学校体育、社会体育、県民スポーツ、スポーツ振興、体育施設、補助金事務
国 体 準 備 室	国民体育大会開催準備

学校建設関係については、予算の配当替えを行っている、土木建築部建築指導課を対象にした。

3 教育機関

教育機関のうち、監査対象である県立高校の概要

(1) 平成16年4月1日現在の状況

県 立 高 校 数	本校 66校
	分校 5校
県立高校生徒数	31,248人（うち 定時制760人）
県立高校職員数	
本務教員数	2,896人
兼務教員数	443人
事務職員数	259人（うち 下関中等教育学校職員1人及び臨時採用24人）
その他職員数	122人

(2) 公立高等学校の設置状況

次頁の公立高等学校中、下関商業高校は市立である。

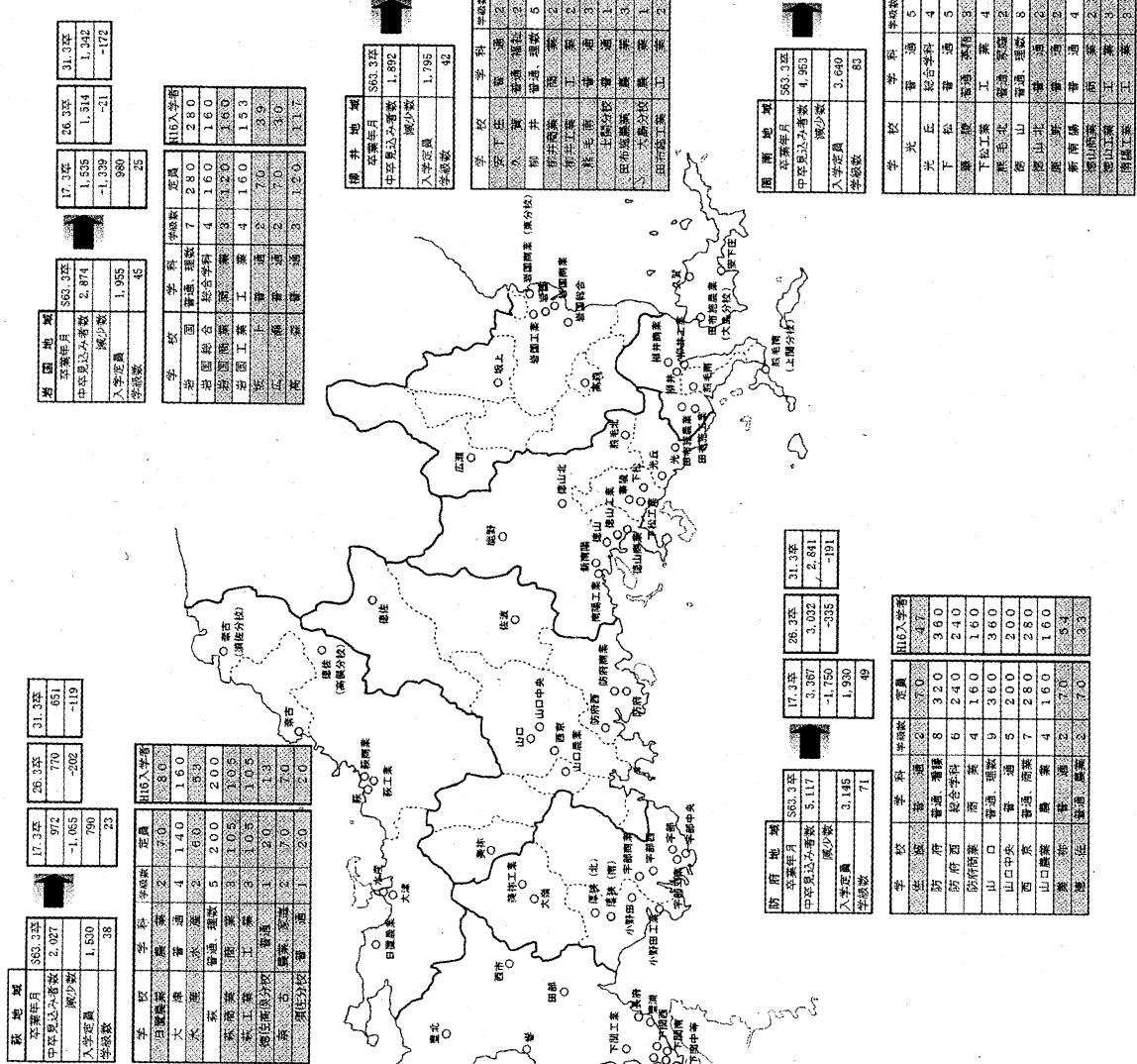
公立高等学校の設置状況

県 地 域		
高麗生月	561,235	
中年免込人頭数	2,027	26,305
減少数	-972	651
入学定員	1,630	-202
学級数	38	-119

下 関 地 域		
高麗生月	563,235	
中年免込人頭数	5,275	26,305
減少数	-2,460	2,187
入学定員	3,425	-290
学級数	45	-273

福 井 地 域		
高麗生月	563,345	
中年免込人頭数	5,074	26,305
減少数	-2,874	-191
入学定員	3,660	-340
学級数	43	-185

廣 島 地 域		
高麗生月	563,345	
中年免込人頭数	5,074	26,305
減少数	-2,874	-191
入学定員	3,660	-340
学級数	43	-185



(平成 16 年 5 月 1 日現在)

(3) 上記のうち、往査対象とした県立高校は次のとおりである。

県立高校	往査対象として選定した理由
久賀高校	普通科に福祉科が設置されていること。
山口高校	県内最大規模の普通科高校であること。
防府高校	普通科に衛生看護科が設置されていること。
徳山工業高校	設置場所が隣接しており、再編整備の対象にあること。
徳山商業高校	
防府商業高校	商業高校に定時制が併科されていること。
岩国総合高校	県東部地域の総合学科が設置されていること。
宇部西高校	県西部地域の総合学科が設置されていること。
鹿野高校	県内最小規模の高校であること。
水産高校	県内唯一の水産関係の高校であること。
下関工業高校	県内最大規模の工業高校であること。
徳佐高校（高俣分校を含む）	分校を有している高校であること。
山口農業高校	県内最大規模の農業高校であること。

(4) 県立高校の財務

県立高校は山口県が設置管理する公の施設（山口県立高等学校等条例第1条）であるから、その活動は行政事務となり、法や地方教育行政の組織及び運営に関する法律等の法令、及び県が定める手続、例えば財務会計に関する事務に係る場合は、会計規則等に従う必要がある。学校の財務事務は校長を責任者として決裁し、事務は事務職員が担当する。

(5) 平成16年度県立高校の収支の状況

歳入

科目名	課名	金額（千円）
県有土地建物（教育政策課分）	教育政策課	58
県立学校施設災害復旧事業費	教育政策課	98,440
産業教育設備費	教育政策課	42,067
理科数学教育設備費	教育政策課	4,106
産業教育施設整備費	教育政策課	14,095
屋内運動場整備費	教育政策課	14,823
不用土地	教育政策課	28,176
立木伐採収益金	教育政策課	444
建物移転補償金	教育政策課	21,060
危険校舎改築費	教育政策課	848,000
屋内運動場整備費	教育政策課	473,000
大規模改造事業費	教育政策課	899,000
県立学校施設災害復旧事業費	教育政策課	62,506
県有土地建物（教職員課分）	教職員課	2,889
全日制高等学校授業料（現年）	教職員課	3,087,991
全日制高等学校授業料（過年）	教職員課	2,140
全日制高等学校入学科	教職員課	55,472
定時制高等学校授業料（現年）	教職員課	6,430
定時制高等学校入学科	教職員課	170
通信教育受講料	教職員課	2,137
諸証明（全日制高校）	教職員課	5,457
諸証明（定時制高校）	教職員課	51
定時制通信教育職員費	教職員課	50
交通遺児等進学奨励費	教職員課	391
定時制課程修学奨励費	教職員課	2,109

通信教育運営費	教職員課	550
実習産物（全日制高校）	教職員課	95,414
実習産物（実習船）	教職員課	20,849
県立学校自動販売機等光熱水費	教職員課	23,668
雇用保険負担金（教職員課分）	教職員課	907
県有土地建物	福利課	33
教職員住宅	福利課	79,541
雇用保険負担金（A L T）	指導課	560
雑入（指導課分）	指導課	72
定時制通信教育教科書給与費	指導課	3,092
学校給食管理指導費	保健体育課	2,298
計		5,898,044

歳出

科目名	課名	金額(千円)
教育指導費	教育政策課	116,919
全日制高等学校管理費	教育政策課	413,149
学校建設費	教育政策課	4,172,480
学校施設灾害復旧費	教育政策課	177,200
高等学校総務費	教職員課	22,270,027
高等学校総務費	教職員課	4,535,460
全日制高等学校管理費	教職員課	1,638,973
定時制高等学校管理費	教職員課	33,318
実習船運営費	教職員課	127,489
通信教育費	教職員課	2,104
学校管理費	福利課	2,305,669
恩給退職年金費 福利	福利課	196,261
教育指導費	指導課	340,297
教育振興費	指導課	6,188
社会教育総務費	人権教育課	1,600
保健体育総務費	保健体育課	127,622
体育振興費	保健体育課	1,450
計		36,466,206

上記資料は、県が作成した資料を基に作成したものである。県は教育委員会本庁各課で執行されたものうち、県立高校に関するものを抽出（他の教育機関と共に発生するものは配賦により計算した結果を含む。）し、県立高校で執行されたものを加算し、算出している。

なお、上記のうち、県債及び国庫支出金（国からの補助金）については監査の対象としていない。

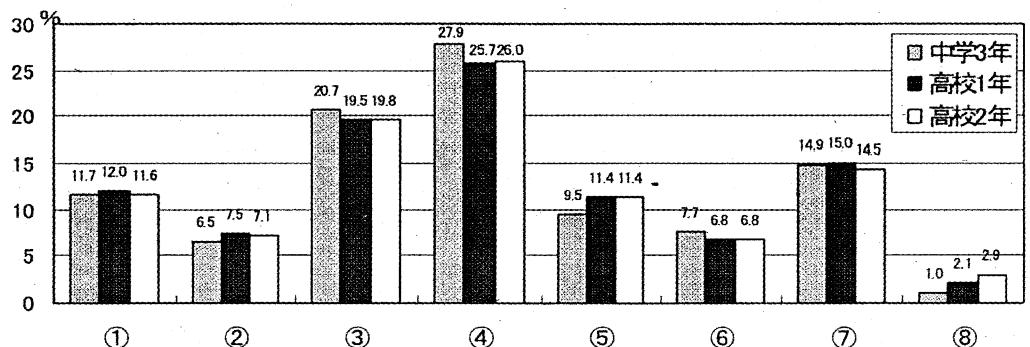
(6) 現状と課題

ア 生徒の高校に対するニーズが多様化

(ア) 現状

平成14年11月に県が県内の中・高校生及びその保護者を対象として実施したアンケート調査の結果は次のとおりである。

高校に対する要望



- ① 情報化や国際化などに対応した特色ある学科・コースを設置する。
- ② 自分の学校にない授業を他の学校でも受けられるようにする。
- ③ 技術・技能の習得や職業資格につながる学習を行う。
- ④ 自分の興味・関心や進路希望に応じて、学びたい教科や科目が選択できるようにする。
- ⑤ 先生だけでなく、地域から専門家を招いて授業を行う。
- ⑥ 総合学科や単位制高校、中高一貫教育校などの新しいタイプの学校を設置する。
- ⑦ 学校行事や部活動などの取組みを活発にする。
- ⑧ その他

(イ) 課題

生徒や社会のニーズに応じた特色ある学校づくりの推進が必要とされている。

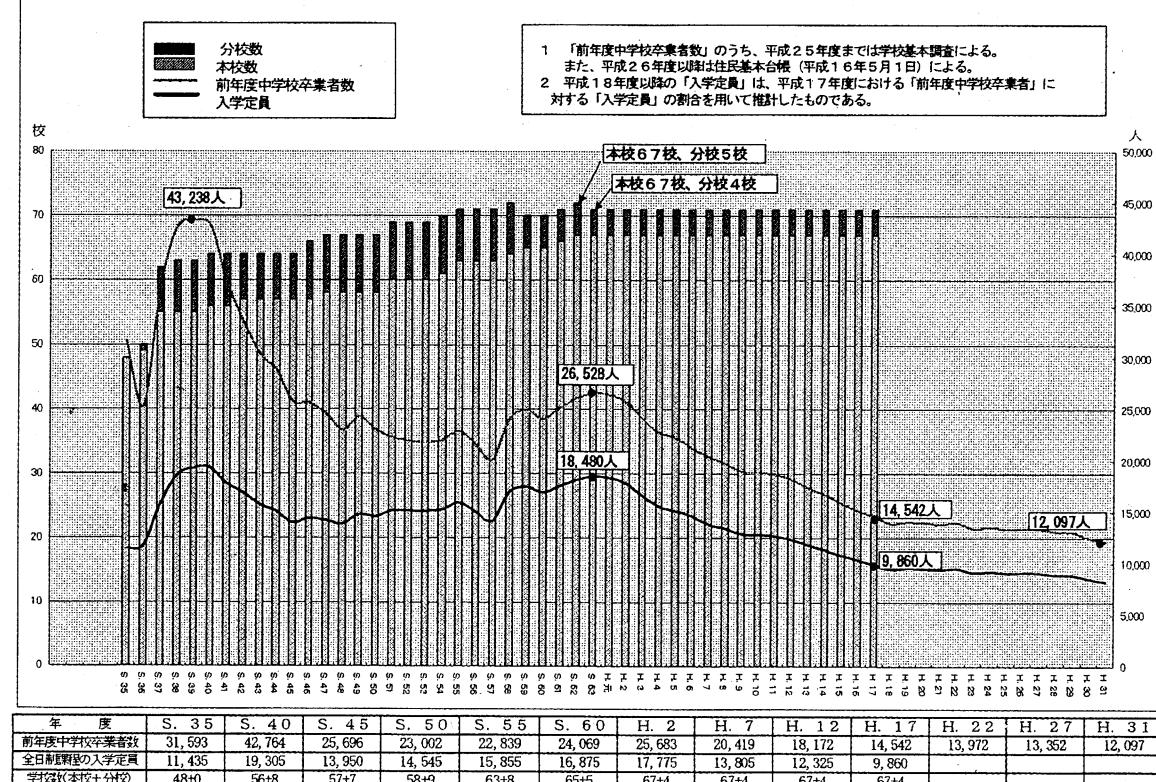
イ 中学校卒業者の減少

(ア) 現状

県内の中学校卒業者数の直近のピークは、昭和63年3月の約26,500人であり、それ以降は減少に転じ、平成17年3月には約14,500人にまで減少が進んでおり、平成17年度に1学年3学級以下の学校（本校）が34校となるなど、小規模化が進んでいる。

山口県の中学校卒業者数と公立高等学校全日制課程の入学定員・学校数の推移を示した県の資料は次のとおりである。

本県の中学校卒業者数と公立高等学校全日制課程の入学定員・学校数の推移



県立高校の1学年当たりのクラス数について、全国の都道府県立高校と比較した資料（富山県教育委員会による全国調査集計）によると、山口県は最小規模となっている。

その資料は次のようになっている。

平成16年度 第1学年の学級数別学校数 (都道府県立高校の本校)

	1学級	2学級	3学級	4学級	5学級	6学級	7学級	8学級	9学級	10学級	11学級	12学級	13学級	14学級	15学級～	全学校数	全クラス数	1校平均	
北海道	25	63	19	34	24	20	14	24	12	1						236	992	4.20	
青森県		18	7	6	9	13	9	5								67	307	4.58	
岩手県	20	16	8	4	12	6	6	1								73	311	4.26	
宮城県	5	12	13	10	17	5	15									77	405	5.26	
秋田県		10	16	10	5	8	2									51	246	4.82	
山形県	6	8	5	9	12	5	1	1								47	225	4.79	
福島県	9	10	8	9	15	9	21	4								85	482	5.67	
茨城県	1	13	18	15	27	23	12									109	607	5.57	
栃木県	1	8	10	12	17	15	4	1								68	374	5.50	
群馬県	7	8	9	11	20	5	7									67	340	5.07	
埼玉県	1		15	26	28	23	31	23	1							1	149	1,007	6.76
千葉県	1	8	22	31	17	26	29	4								1	139	837	6.02
東京都	3	4	2	12	32	58	38	34									183	1,111	6.07
神奈川県			3	4	101	29	13	2								152	963	6.34	
新潟県	9	10	10	15	8	14	12	3	7							88	502	5.70	
富山県		6	13	12	7	4										42	200	4.76	
石川県	8	3	7	9	2	6	5	3								43	219	5.09	
福井県		3	7	4	5	3	1	3	2	1						29	174	6.00	
山梨県			6	3	5	11	3	1								29	179	6.17	
長野県	5	17	17	10	16	14	9	1								89	454	5.10	
岐阜県	3	8	11	8	9	13	8	9								69	404	5.86	
静岡県	4	5	9	22	21	16	10	8	2							97	579	5.97	
愛知県	4	5	13	14	41	20	34	20	2							153	1,003	6.56	
三重県	5	4	3	5	14	7	8	10	2							58	366	6.31	
滋賀県		2	6	8	9	8	4	6	1	2						46	298	6.48	
京都府		5	3	4	11	8	7	6	4							48	319	6.65	
大阪府	2		1	4	39	42	57									145	1,012	6.98	
兵庫県	5	11	8	14	20	26	28	15	1							128	816	6.38	
奈良県	1	5	4	4	12	1	4	4	3	1						39	241	6.18	
和歌山県	1	3	1	6	6	4	8	3	1	1						34	221	6.50	
鳥取県			6	4	6		4	2								22	130	5.91	
島根県	1	5	8	7	7	1	3		4							36	161	4.47	
岡山県	1	6	4	11	10	4	10	14	2							62	343	5.53	
広島県	9	11	6	12	5	16	8	11	7							85	425	5.00	
山口県	21	12	11	13	13	12	2	2	2							66	253	3.83	
徳島県	2	5	4	2	12	4		4	2							35	201	5.74	
香川県		4	10	4	6	2	5	3								34	189	5.56	
愛媛県	11	3	13	5	2	2	5	8	4	2						55	308	5.60	
高知県	2	7	6	4	6	3	4	2		1						35	152	4.34	
福岡県		2	7	10	11	17	14	17	16	7						101	670	6.63	
佐賀県	1		4	11	9	4	6	3								38	192	5.05	
長崎県		12	7	7	8	8	7	11								60	298	4.97	
熊本県		4	10	3	12	5	7	7	5	5						58	340	5.86	
大分県	11	6	8	9	9	3	3	3								52	243	4.67	
宮崎県	1		10	8	3	8	3	6		1	2					42	227	5.40	
鹿児島県		12	19	12	10	2	3	11	5							74	345	4.66	
沖縄県		1	6	5	6	9	8	10	7	3	3	2	1			61	423	6.93	
全 国	44	287	325	440	472	702	498	513	208	50	11	3	1	0	2	3,556	20,094	5.65	

(富山県教育委員会による全国調査集計より)

(イ) 課題

学校規模が小さくなることにより、生徒数や教員配置数が減り、教科や部活動等の選択幅が狭まったり、多様な人格とふれあう機会や生徒同士が切磋琢磨する場が少なくなるなどの傾向があり、豊かな人間性や社会性の育成等、高校教育の質を高めていくためには、一定の学校規模を目指し、再編整備を進めることが必要とされている。

(7) 県立高校将来構想

前記(6)の現状と課題を踏まえ、県立高校のこれから学校づくりの方向性を示すものとして、県立高校将来

構想が平成17年3月に策定されている。

ア 策定の趣旨

社会の変化や生徒のニーズの多様化、少子化の進展に対応し、中長期的視点に立って、山口県高校教育の一層の充実を図るため、とされている。

目指すべき方向として次のような点が示されている。

- 教育活動の充実
- 信頼される学校づくり
- 特色ある学校づくりと学校・学科の再編整備
- 教育条件の整備

イ 構想の期間

平成17年度から平成26年度まで

監査対象機関の概要は以上のとおりである。

第3 外部監査の結果

(総括事項)

県立高校の財務事務の執行及び財産の管理利用状況については、下記1の合規性に関する主な指摘事項及び個別事項の指摘を除き、関係法令等に基づき適正に処理されている。

1 合規性に関する主な指摘事項

(1) 紙手当

水産高校における漁ろう手当のうち、用船料に基づいて支給している部分が特勤規則第11条の規定に従っていない。

(2) 県立高校の校長の居住地制限

校長の居住地については県立学校の校長の居住地に関する取扱要綱に規定があるが、その取扱要綱を緩和した運用ルールに従っているケースが多い。なお、これに反するのは数件である。

(3) 校外模試の際の職員の監督料の受取り

職員の監督料の支給は兼職に該当するが、地公法第38条及び山口県立学校職員服務規程第20条の規定による届け出がなされていない。

(4) 学校施設の使用

校外模試の開催につき、主催者（PTA等）は学校施設を使用するが、財産規則第30条の規定に従っていない。

(5) 行政財産使用許可の場合の管理経費の規定

(4)の使用に際して、主催者（PTA等）は管理経費を負担しておらず、「行政財産の使用許可に係る管理経費（光熱水費等）の徴収について」（平成16年8月6日付け 教政第446号）の通知に従った運用がなされていない。

(1)～(5)についての詳細は、個別事項の関連箇所に記載

(個別事項)

1 人件費関係（教職員課）

(1) 教職員人件費について

ア 概要

人件費については条例及び特勤条例等に基づいて支給されることとなる。

条例は、地公法に規定する一般職に属する学校職員の給与に関する事項並びに単純な労務に雇用される者の給与の種類及び基準を定めることとする。

ここに学校職員とは、校長、教頭、教諭、事務職員その他の職員を含むものである。

一方、特勤条例は、特殊勤務手当の種類、支給される職員の範囲及び支給額その他特殊勤務手当の支給について必要な事項を定めているものである。

条例及び特勤条例で定める給与で、監査対象としたものは、給料、扶養手当、調整手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、へき地手当、宿日直手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、管理職手当及び特殊勤務手当である。

上記の給与の計算方法は、本庁で認定され高校で入力されるもの、校長により認定されるもの、実績で計算されるもの、及びシステム上自動計算されるものの4つに分類することができる。

(ア) 公立高等学校教職員数及び給与費の推移（単位：人、千円）

年 度	教 職 員 数			給 与 費	
	教員・本務	職員・本務	教員・兼務	教員及び職員・本務	教員・兼務
平成12年度	3,025	385	432	24,433,091	283,698
平成13年度	3,013	385	454	24,195,465	318,677
平成14年度	2,973	387	486	23,370,028	354,397
平成15年度	2,950	385	482	22,626,579	363,316
平成16年度	(注1)	2,904	380	(注2)	527
			(注3)	22,333,788	361,261

(注1) 下関商業高校（市立）の定時制の教員が8名含まれている。

(注2) 兼務教員は、延人数である。

(注3) 下関商業高校（市立）の給与費63,760千円が含まれている。

イ 本庁で認定される人件費

本庁で認定される人件費は、産業教育手当及び児童手当である。すなわち、高校が本庁に申請書を進達し、本庁で認定されたものが高校に通知され、産業教育手当は高校で、児童手当は本庁でそれぞれ会計入力される。

(ア) 概要

産業教育手当	産業教育の特殊性に鑑み、農業、水産、工業又は商船に関する課程を置く県立高校において、実習を伴う農業、水産、工業又は商船に関する科目を主として担任する教員及びその教員に職務を助ける実習助手に対して支給されるものである。現行制度では、対象教科の教員等に対して給料月額（教職調整額を含む）の10%（定時制通信教育手当の支給を受ける者は6%）が一律支給されている（「条例第18条の6」、「産業教育手当の支給に関する規則」）。
児童手当	児童手当法に基づいて、山口県教育委員会の任命に係る職員の児童手当を認定支給されるものであり、小学校3学年修了前の児童を養育する者（前年の所得が一定額未満）に、第一子5,000円／月、第二子5,000円／月、第三子10,000円／月が支給される。

(イ) 監査手続

- 「産業教育手当認定調書」、「人事給与システムの入力画面」及び「給与明細書」を閲覧し、質問することにより、当該手当が条例及び特勤規則に従って支給され、数値の信頼性が確保されていることを確認した。
- 手当は制定当初の趣旨に沿ったものといえるかを検討した。

(ウ) 監査結果

各人の支給率の入力はシステム上自動設定されておらず、年に1回本庁教職員課で認定され、高校はその通知を受けて入力している。認定は正当になされ、支給率の入力は正確になっていた。

(エ) 意見

産業教育手当は、昭和32年に新設されたものであり、産業教育振興の立場から、産業教育に従事する教職員を優遇することにより、産業教育への人材を確保することに一定の成果をあげてきた。しかし、手当創設時（昭和32年）に比べ、情報処理等産業教育に対する経済社会のニーズは多様化・複雑化し、あらゆる業務が困難化しているにもかかわらず、対象科目を担任する教員に対してのみ支給されている。また、給料月額の10%という水準で支給されている。

今日の経済社会における産業教育のあり方を見直し、産業教育手当そのものの支給の必要性並びに支給水準及び支給方法の妥当性を検討する必要があると考える。

ウ 学校長が認定する人件費

学校長が認定し、会計入力される人件費には、扶養手当、通勤手当、住居手当及び単身赴任手当がある。

(ア) 概要

扶養手当	扶養親族のある学校職員に対して支給されるものである。基本的に、配偶者は13,500円、子、父母等のうち二人目まではそれぞれ6,000円、他の扶養親族は5,000円である。病休の間も100%支給される。休職になると、給料は80%となり、扶養手当も80%になる（「条例第11条」、「扶養手当に関する規則」、「学校職員諸手当認定要領」）。
通勤手当	通勤のため交通機関等又は自動車等を利用して運賃等を負担することを常例とする学校職員に対して支給されるものである（「条例第13条」、「通勤手当に関する規則」、「学校職員諸手当認定要領」）。
住居手当	自ら居住するため住宅を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っている学校職員及びその所有にかかる住宅に居住している学校職員で世帯主であるもの等に対して支給されるものである。 病休の間も100%支給される。休職になると、給料は80%となり、住宅手当も80%になる（「条例第12条の3」、「住居手当に関する規則」、「学校職員諸手当認定要領」）。

単身赴任手当	<p>単身赴任手当は、異動等に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の人事委員会規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することになった学校職員に対して支給されるものである（「条例第14条」、「単身赴任手当の支給に関する規則」、「学校職員諸手当認定要領」）。</p> <p>単身赴任手当は、23,000円に各人の赴任距離に応じた額を加算して計算される。</p>
--------	---

(イ) 監査手続

- a 「扶養親族届」、「通勤届」、「住居届」等がすべて保管されているかどうかを確認した。
- b 「扶養親族認定簿」、「通勤届」、「住居届」、「単身赴任手当認定簿」、「人事給与システムの入力画面」及び「給与明細書」を閲覧し、質問することにより、当該手当が関係法令等に従って支給され、数値の信頼性が確保されていることを確認した。
- c 統制業務として行われている、「通勤届」、「住居届」のチェック状況を調査した。

(ウ) 監査結果

「扶養親族届」、「通勤届」、「住居届」等は、確認した範囲においてすべて保管されており、数値の網羅性が確保されている。また、年齢によりシステムが変更を自動認識するケースを除き、「扶養親族認定簿」、「通勤届」、「住居届」、「単身赴任手当認定簿」をもとに変更入力し、月次にアウトプットして決裁を受けており、数値の正確性・正当性が確保されている。さらに、通勤定期の代金は、長期定期の一括支給という妥当な方法がとられている。

エ 実績に基づいて計算・入力される人件費

(ア) 概要

実績に基づいて計算入力される人件費には、時間外勤務手当、宿日直手当及び特殊勤務手当がある。

時間外勤務手当	学校職員が正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた場合、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、一定割合を乗じた額を支給されるものである（「条例第16条」、「時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当の支給に関する規則第2条」）。
宿日直手当	宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた学校職員に対して、その勤務1回につき、4,200円又は7,200円を超えない範囲内において人事委員会規則で定めた額を支給されるものである（「条例第15条」、「宿日直手当に関する規則」）。宿日直手当は教員のみが対象。船員や事務職員は支給の対象になっていない。
特殊勤務手当	職員の勤務が著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務、その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料表上又は給料の調整額の運用等で考慮することが適当ないと認められるものを対象とする手当である。その支給は、その勤務した実績に応じて支給することとされている。

上表の特殊勤務手当には、漁ろう手当、教員特殊業務手当、兼務手当、添削指導手当、教育業務連絡指導手当（主任手当）及び学校事務職員等特殊業務手当がある。

漁ろう手当	漁ろう手当は、水産高校に所属する船舶に常時乗り組む職員その他人事委員会が特に認める職員が漁ろう作業に従事したときに支給されるものである（「特勤条例第22条」「特殊勤務手当の支給に関する規則」（以下、「特勤規則」という。）第11条）。漁ろう手当の額は、その手当の総額が、漁獲物売上金額の100分の20の額を超えない範囲内で人事委員会の定める額とする。
教員特殊業務手当	教員特殊業務手当は、教員職給料表(二)又は教育職給料表(三)の1級又は2級のものを対象とし、その業務が心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める程度に及ぶときに支給するものである（「特勤条例第35条」、「特勤規則第19条の2」）。
兼務手当	兼務手当は、教育職員が県教育委員会が定める教育に関する他の職を兼ね、当該職に係る授業に従事したときに支給するものである（「特勤条例第37条」）。
添削指導手当	添削指導手当は、専ら通信教育を担当する教育職員以外が通信教育の添削指導に従事したときに支給するものである（特勤条例第38条）。

教育業務連絡指導手当（主任手当）	教育業務連絡指導手当（主任手当）は、主任として教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導助言に当たる場合でその職務が困難であるものが、当該担当に係る業務に従事したときに支給するものである（特勤条例第38条の2、特勤規則第19条の3）。
学校事務職員等特殊業務手当	学校事務職員等特殊業務手当は、夜間において授業を行う定時制の課程が置かれている高等学校又は盲学校、聾学校若しくは養護学校に勤務する職員で人事委員会が定めるものに対し支給するものである（特勤条例第39条、特勤規則第20条）。 手当の額は、一月につき5,000円の範囲内で人事委員会が定める額とする。

さらに、上表の教員特殊業務手当には、非常災害時等の緊急業務、修学旅行等指導業務、対外運動競技等指導業務、部活動指導業務及び入学試験業務がある。

(イ) 監査手続

- a 特定期の「時間外勤務・休日勤務命令簿」、「勤務実績内訳書」、「宿日直手当実績」、「栽培日誌」、「教員特殊業務従事伺・報告書」、「勤務実績内訳書」、「主任・主事発令承認申請書」、「事務職員の定時制勤務にかかる起案・決裁書」、「人事給与システムの入力画面」及び「給与明細書」を閲覧し、質問することにより、当該手当が関係法令等に従って支給され、数値の信頼性が確保されていることを確認した。
- b 手当は制定当初の趣旨に沿ったものといえるかを検討した。

(ウ) 監査結果

下記の用船料に基づいた漁ろう手当を除き、各手当の実績は正しく集計され、正当に決裁されたものがすべて会計入力されている。

- 、a 平成16年度の漁ろう手当の支給額は次のとおりである。

(単位：円)

	遠洋航海期間	日数	漁ろう手当の算定基礎		漁ろう手当
			漁獲物売上金額	用船料	
1回目	平成16年6月2日～平成16年6月30日	29日		6,460,000	1,292,000
2回目	平成16年7月1日～平成16年7月26日	26日	1,875,484		375,096
3回目	平成16年9月13日～平成16年9月29日	17日	1,013,050		202,610
4回目	平成16年11月10日～平成16年11月27日	18日	814,500		162,900
5回目	平成16年12月6日～平成16年12月22日	17日	543,050		108,610
6回目	平成17年1月11日～平成17年1月28日	18日	463,600		92,720
7回目	平成17年2月10日～平成17年3月22日	41日		8,686,175	1,737,235

- b 用船料に基づいた漁ろう手当は合規性の面から問題がある。

漁ろう手当は、漁獲物売上金額の20%を超えない範囲で人事委員会の定める額とされているが、上記の平成16年度の漁ろう手当支給のうち、第1回目と7回目の漁ろう手当は、用船契約の用船料の20%として計算されており、漁ろう作業に見合う漁獲物売上金額を基に計算されていないので、特勤条例第22条、特勤規則第11条に準拠して計算されていない。その結果、漁獲物売上金額を基礎として算出した場合に比較して、第1回目、7回目の漁ろう手当の金額は多くなっており、今後の適用については、早急に改善が必要である。

なお、用船料が漁獲物売上金額との関連性がない点は以下のとおりである。用船契約は受託先である「水産総合研究センター」に水産高校の船、機械を貸し、センターから2人が乗り込み、調査用に稚魚をセンターに持ち帰るという作業を行うものであるが、その対価が用船料である。第1回目（平成16年6月2日～平成16年6月30日）の用船契約における用船料の積算根拠を青海丸資源調査用船見積書からみると下記のようになっている。

(単位：円)

経費名	金額
航海日当	850,500
食卓料	642,600

消耗品費	466,666
漁具資材	1,133,305
修繕費	2,741,805
光熱水費	43,166
潤滑油	201,250
保険料	297,344
管理費	83,364
合計	6,460,000

見積書から明らかなように、用船料は遠洋航海で生ずる修繕費、漁具資材、航海日当等の経費を積算して求められており、以上のことから用船料は、漁ろう手当算定・支給の根拠となる漁ろう作業に見合う漁獲物売上金額と関連性がない。

(エ) 意見

a 漁ろう手当について

(a) 漁ろう手当の必要性

給料表の適用範囲に関する規則によると、海事職給料表は、①総トン数5トン未満の船舶、②しゅんせつ船、起重機船、土運船、えい船等の作業船、③湖、川又は港のみを航行する船舶以外の船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士、通信長、通信士及びこれらに準ずる職務に従事する職員で海技免状を有するものに適用するとあり、青海丸の船員等に適用されている。

この海事職給料表は船員等の職務の特殊性及び勤務時間の割り振りの特殊性から行政職給料表に比べて高く設定されている。

その上、県立高校では水産高校の青海丸に乗り込む職員にのみ、条例第10条及び給料の調整額に関する規則に規定されている調整額が支給されている。その調整額は、人事委員会が、職務の複雑、困難若しくは責任の度または勤労の強度、勤務時間、勤労環境その他の勤労条件が同じ職務の級に属する他の学校職員の職に比して著しく特殊な職に対し適当でないと認めるときは、その特殊性に基づき、調整前における給料月額の100分の25を超えない範囲で、給料月額を調整することができるとされ、その支給金額は次のようになっている。

青海丸に乗り組む職員の海事職給料表が適用される者の給料の調整額

1級の職員	6,900円／月
2級の職員	8,600円／月
3級の職員	11,200円／月
4級の職員	12,900円／月
5級の職員	13,500円／月

以上の給与の支給の状況から、漁ろう手当の支給根拠となる漁ろう作業に対する職務の危険性及び困難性等勤務状況に対する配慮は、海事職給料表及び給料の調整額に織り込まれていると考えられるので、漁ろう手当を別に支給する理由はなく、見直しの検討が必要である。

b 時間外勤務手当について

(a) 時間外勤務命令簿の記載内容

監査対象とした多くの高校で、時間外勤務命令簿に、「人事関係用務」、「文章整理」、「会計用務」、「歳出用務」、「歳入用務」、「献立作成」といった簡略的な従事業務内容を記載しているケースが多く、どのような業務で時間外勤務命令が出されたのか明確に記載する必要がある。

(b) 青海丸船員の時間外手当

水産高校の技術職員と船舶員については、カツオ生態調査という理由で、三つの班の全員18名に毎月2日、3時間ずつ時間外勤務が生じている。時間外勤務が計画的に出ており、当初から勤務体制に組み込まれていたと見受けられる。カツオ生態調査というのは、そもそも遠洋航海の重要な業務であり、正規の時間外で対応すべきものではなく、割増額を支給する時間外勤務が合理的理由に基づいて行われているとは思えない。

c 教育業務連絡指導手当（主任手当）

教育業務連絡指導手当（主任手当）は、主任として教育に関する連絡調整及び指導助言業務に従事し

たときに、日額200円が支給されるものである。出勤した日のみならず、出張等により学校で勤務しない日であっても主任として教育に関する連絡調整及び指導助言業務に従事したものとみなされている。取扱いでは、主任という立場を伴う出張の時は支給の対象とし、主任という立場を伴わない出張の時は支給しないということである。出張について、上記の判別が検証できるような特殊勤務実績簿の記載が必要である。

しかし、手当支給の対象となる業務実施の把握が困難であれば、日額の「特殊勤務実績簿」の作成事務に要する手間を省き、事務の効率化のため定額支給にすることを検討する必要がある。

a システム上自動計算され会計に反映される人件費

システム上自動計算され会計に反映される人件費には、給料（基本給）、給料の調整額、調整手当、期末手当、勤勉手当、管理職手当、寒冷地手当、へき地手当及び定時制通信教育手当がある。

(ア) 概要

給料（基本給）	給料は、学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第3条第8項に規定する正規の勤務時間による勤務に対する報酬であり、別に条例で定める手当以外の給与を除いたものである（「条例第4条～9条の2」）。
給料の調整額	給料の調整額は、人事委員会が、職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤労の強度、勤務時間、勤労環境その他の勤労条件が同じ職務の級に属する他の学校職員の職に比して著しく特殊な職に対し適当でないと認めるとき、その特殊性に基づき、調整前における給料月額の100分の25を超えない範囲で、給料月額を調整したものである（「条例第10条」、「給料の調整額に関する規則」、「教育委員会が任命する現業職員の給与に関する規則第12条」）。
調整手当	調整手当は、民間における賃金、物価及び生計費が特に高い地域で人事委員会規則で定めるものに在勤する学校職員に支給されるものである（条例第12条の2）、「調整手当に関する規則」）。
期末手当	期末手当は、6月1日及び12月1日にそれぞれ在職する学校職員に対して、基本的に、期末手当基礎額に対し、6月に支給する場合においては100分の140、12月に支給する場合においては100分の160を乗じた額に、在職期間に応じた一定割合を乗じた額を支給されるものである（「条例第18条」、「期末手当及び勤勉手当に関する規則」）。
勤勉手当	勤勉手当は、6月1日及び12月1日にそれぞれ在職する学校職員に対し、それ以前6ヶ月以内の期間におけるその者の勤務成績に対して支給されるものである（「条例第18条の4」）。
管理職手当	管理職手当は、管理又は監督の地位にある学校職員の職のうちその職務の特殊性に基づき、人事委員会の指定する職にある者に対して支給されるものである。管理職手当の月額は、給料月額の100分の25を超えない範囲内において人事委員会の定める額とされる（「条例第10条の2」、「管理職手当に関する規則」）。
寒冷地手当	平成16年12月に廃止が決定。平成17年11月の支給が最終
へき地手当	へき地手当は、交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間、離島その他の地域に所在する学校に勤務する学校職員に対して支給されるものである（「条例第14条の2」）。
定時制通信教育手当	定時制通信教育手当は、公立の高等学校で定時制の課程をおくもの又は通信教育を行うものの校長、定時制の課程又は通信制の課程に関する校務を整理する教頭並びに本務として定時制教育又は通信教育に従事する教諭、助教諭、講師及び人事委員会で定める実習助手に対して支給されるものである（「条例第18条の7」、「定時制通信教育手当に関する規則」）。 定時制通信教育手当の金額は、給料月額（教職調整額を含む）に対して、校長・教頭は8／100、定時制教育に従事する教諭は10／100又は8／100、事務職員は月額5,000円（学校事務職員等特殊業務手当）となる。

(イ) 監査手続

- a 給与マスタを基に給料及び諸手当の計算が適切に行われているかを確認した。

- b 支給額の算定資料ないし算定根拠となる給料表、各種規程及び受給資格要件等を閲覧し、質問した。
- c 手当は制定当初の趣旨に沿ったものといえるかを検討した。
- d 一定水準のセキュリティが確保されているかどうか確かめるため、関係書類を閲覧し、質問した。

(ウ) 監査結果

- a システム上自動計算される給料及び諸手当の信頼性について

給料及び諸手当の計算は、給与マスタを基に適切に行われており、その給与マスタには支給額の算定資料ないし算定根拠となる給料表、各種規程及び受給資格要件等は正しく反映されていた。

- b 人事給与システム上のセキュリティ確保について

人事給与システムにおける端末機使用のための暗証番号のセキュリティについては、情報企画課から県立高校に通知されており、また、暗証番号の使用者は暗証番号管理簿に登録されているなど、現時点では一定水準のセキュリティが確保されている。

- c 寒冷地手当について

監査対象とした高校の中では、鹿野高校及び徳佐高校で寒冷地手当が支給されているが、平成17年度を最後に廃止が決定している。

- d へき地手当について

監査対象とした高校の中では、徳佐高校高俣分校でへき地手当が支給されており、制度としては継続される。対象となる学校は指定されており、常識的にみて、へき地学校の判定基準には、実態とかけ離れたものはなかった。

(エ) 意見

- a 教職調整額について

教職調整額は、教員に時間外勤務手当や休日勤務手当の制度がないことの代替的な手当になっている。例えば、特殊勤務手当が支給されている対外運動競技等指導業務及び部活動指導業務については、それ自体の手当の額は少なく、その分だけ教職調整額で補っていることになっている。

しかし、現状の教職調整額は本俸扱いされているために、1級及び2級の教員に対し一律4%の調整がなされており、勤労条件等の職務特殊性ないし超過勤務に応じた給料月額の調整がなされていない。

したがって、現行制度上困難ではあるが、教員個々の勤務実態を支給額に反映させるため、教職調整額としてではなく、時間外勤務等の手当として支給する必要があると考える。

- b 定時制通信教育手当について

この手当は、昭和35年に創設されたものであり、高等学校の定時制教育及び通信教育振興の立場から、定時制教育または通信教育に従事する教職員を優遇することにより、優秀な人材を誘致し、確保することに一定の成果をあげてきた。

しかし、手当創設時に比べ、定時制教育または通信教育を含むすべての教育分野で業務が複雑化・困難化しており、定時制教育または通信教育のみが特異な業務でなくなってきた。また、勤労青少年に対する教育機会の確保という定時制及び通信制教育本来の役割にも変化がみられる。

それにもかかわらず、定時制及び通信制教育に従事する校長・教頭や教諭に対してのみこの手当が支給されている。また、一律に給料月額の8%ないし10%という水準で支給されている。

今日の経済社会における定時制教育及び通信教育のあり方を見直し、定時制通信教育手当そのものの支給の必要性、並びに支給水準及び支給方法の妥当性を検討する必要があると考える。

カ 人事給与システム

(ア) 概要

人事給与システムとは、職員の給与に係る大量のデータを電子計算機処理により、正確・迅速に算出し、円滑な給与業務の実現を支援するシステムである。具体的には、各管理者や所属が端末・入力帳票により、定められた期間に給与関連データを入力し、汎用機がバッチ処理により給与支給計算を行い、支給額等必要なデータや帳票を出力するものである。

(イ) 監査手続

人事給与システムのセキュリティ全般について問題が生じる余地はないか、システムへのアクセスログの記録・保管、モニタリング及びパスワード管理について質問した。

(ウ) 監査結果

人事給与システムのセキュリティについて、次の3点において弱点がある。

- a 人事給与システムへのアクセスログは記録されているものの、ログファイルを何年間ディスク上に保

管するかについての定めがない。

- b 実際にログをモニタリングするようにはなっていない。
- c 給与支給等に係る事務職員に限定してはいるものの、パスワードの設定が部署単位であり、アクセスログをレビューしてもアクセス権限のある者のうち誰がアクセスしたかは分からないので、パスワードは個人別に設定する必要がある。

キ 教職員給与の現金支給

給与の支給方法は人事給与システムを導入した平成6年頃から、現金支給から口座振替への切替えを推奨しているが、どの程度進んでいるかチェックするために平成17年7月時点における給与現金支給の割合を調べた。その結果は次のとおりである。

(単位：人、千円)

	(a) 職員数	(b) 差引支給額	(c)現金 支給職員数	(d)現金支給 総額の合計	(c/a)現金 支給者割合	(d/b)現金 支給金額割合
本採職員	2,799	854,013	1,119	155,345	40.0%	18.2%
再任用職員	38	9,819	12	4,837	31.6%	49.3%

現状では、現金支給の割合（職員数）が本採職員で40%、再任用職員で約32%の状況である。県では口座振替への切替えを推奨しているということであるが、現金を扱うことの危険性、業務の効率性あるいは経費削減の観点から、強制はできないまでも給与の現金渡しから、給与の口座振込みへの完全導入に向か、職員の理解を求める取り組みが必要である。

ク 人事管理

人事管理の妥当性を検討するため、出勤管理、自己研修、校務技士の配置基準及び勤務評定について関係資料を閲覧し、質問した。

(ア) 出勤管理

a 概要

出勤管理については、出勤簿の取扱いについて通知した文書である「学校職員の出勤簿の取扱いについて」の中で、出勤簿の記入、集計欄の記入及び保管等が定められている。

b 監査結果

技術職員等の勤務時間の割振りについて

水産高校の技術職員等の出勤簿の中に、非乗船時に平均すると約30日の空欄の部分がある。この部分は、「学校職員の週休日及び勤務時間の割振り基準」（平成14年4月1日付け 教職第61号）で定めた航海中の1週間の勤務時間56時間を超えて勤務した時間を割振りした週休日であるが、その明確な割振りがなされておらず、適正な管理がなされていない状況にある。今後は、勤務時間の割振りを適正に行うとともに、出勤簿を適切に整理する必要がある。

(イ) 自己研修

a 概要

自己研修は、教特法第22条第2項に基づき職務専念義務の特例として設けられているものであり、給与上も有給の扱いとされている。これを受けて山口県立学校職員服務規程第12条は、教育職員は、教特法第22条第2項の規定により、勤務場所を離れて研修を行おうとするときは、あらかじめ自己研修簿に記入して、校長に申請し承認を受けること、また、研修を終了したときは、速やかに自己研修簿に記入して、校長に報告しなければならない旨定めている。

b 監査結果

往査したすべての高校において、自己研修の承認申請と報告はなされているが、下記の問題がある。

(a) 報告書の記載について

研修内容、研修成果が具体的に記載されていないので、研修内容については真に教員の資質向上に資するものであるか、また、県民からみても研修としてふさわしい内容・意義を有するものであるか、確認できるように具体的に記載する必要がある。

(b) 研修内容について

通常の業務として行うべき内容のものが自己研修として申請され、承認されており、勤務時間内に職場を離れて自己研修したことの正当性が示されているとはいえない。

上記の具体例として、往査した学校では次のようなものがあった。

「二学期の授業に向けて、それぞれの教科のプリントの作成や検討を行った」（水産高校）

- 「専攻科〈算法〉についてより理解しやすくするために、ノート及び機械設計工作の教科書を読んでテキストにする予定」（水産高校）
- 「2学期の授業準備（教材研究）」（徳佐高校）
- 「新一年生の学級開きに必要な準備を行った」（徳山工業高校）
- 「一学期に行った進学指導について仕事内容をまとめる」（徳山商業高校）

(c) 海外研修の報告について

自己研修が海外への研修のように長期に及ぶ場合でも、通常の研修報告がなされているだけであるが、研修がどういう形で授業に反映されたかを事後的に追跡する必要からも、研修成果物として何らかの資料を報告書に添付する必要がある。

(ウ) 校務技士の配置基準

a 概要

校務技士の配置基準については、昭和54年度までは基本配置は正職員2名であり、さらに大規模校、分校、定時制課程及び通信制課程の場合は正職員1名加算とされていた。昭和55年度以降は、退職等で欠員が生じた場合は、基本配置は正職員1名と賃金職員1名とされ、加算は分校が正職員1名、定時制課程が賃金職員1名、通信制課程が賃金職員1名とされている。

b 監査結果

校務技士の配置人数は、校務技士配置基準に従って配置されている。

なお、正規職員2名配置の学校が、防府商業高校等若干残っているが、これは校務技士配置基準見直し前（昭和54年度）から配置されているものであり、基準に反しているものではなく、いずれかの退職を待って、正規職員は1名となる。

c 意見

(a) 校務技士の基本配置について

校務技士は、山口県学校職員定数条例において、「校長及び教員以外の職員」となり、同条例等には定数に関する定めはなく、基本配置等は上記a概要記載のとおりである。校務技士の加算については定時制課程及び通信制課程といった職務内容に応じた加算は考慮されているが、学校規模により業務量が異なるにもかかわらず、業務量に応じた定数の定めがなされていない。今後の配置基準の見直し等の際には有効性、効率性の観点から校務技士の必要人数を学校規模と業務量の関係で定めることを検討すべきである。

(b) 校務技士の非常勤化の検討

監査対象としたすべての高校に常勤の校務技士が配置されている。校務技士としての業務継続性が重要であることは理解できるが、校務技士が常勤でなければ学校の保全管理等に支障が生じるのかどうか、(a)の学校規模と業務量の関係で校務技士の必要人数を定めることに併せて検討を要する。

(c) 校務技士の業務の実施状況

校務技士については、日誌がなく、実施状況の記録はないが、校務技士は、学校内の環境整備や校地校舎管理等の役割を担っており、業務の実施状況を日誌に残し、校務技士の役割がどのような分野で果たされているか検証できるような管理体制が必要であり、また校務技士の配置が適切かどうか検討するに際しても必要である。

(エ) 意見

栄養士について

寄宿舎を設置している学校には、県費負担で栄養士が配置されている。職務内容及び勤務条件は同一でありながら、正規職員の場合と地公法第22条発令の臨時採用の場合があり、しかも給与の額に大きな差がある。

例えば、往査した山口農業高校で調査した結果では、寄宿舎への入所者数が定員80名に対して6名と非常に少ないとする面はあるが、平成16年度から地公法第22条発令の臨時採用になり、正規職員の場合に比較して年間約300万円の経費の負担が減少している。

栄養士が正規職員でなければならないと規定されたものではなく、栄養士としての役割が、正規職員であれ臨時採用の職員であれ同じように遂行されるということであれば、効率性の観点から採用の区分について検討する必要がある。

なお、県立高校には5つの寄宿舎があるが、栄養士の採用区分等は次のようになっている。

区分等	高校 久賀高校	西京高校	山口農業高校	下関中等高校	水産高校
正規職員・臨時職員の区分	正規	正規	臨時	正規	正規
寄宿舎の定員(人)	68	106	80	80	156
寄宿舎の入所者数(人)	67	74	6	44	42

(オ) 勤務評定

a 概要

地公法第40条第1項によれば、「任命権者は、職員の執務について定期的に勤務成績の評定を行い、その評定の結果に応じた処置をしなければならない。」とある。これを受けて山口県では、全教職員を対象とした定期の勤務評定が実施されている。

b 監査手続

勤務評定書を閲覧し、評定結果と勤勉手当、昇給及び昇給・昇格との関係を質問した。

c 監査結果

勤務実績が良好でないと評定された者の処置について

勤務評定はAからEの5段階評定がなされており、平成16年度の県立高校の評定総人数3,585人のうち、DまたはE段階に属する者つまり勤務実績が良好でないと評定された者の人数は10人である。その理由別内訳は、病気等が4名、職務遂行上の態度等が3名、事務処理能力等が3名である。

この10名の者は、教科指導や生徒指導等に問題がある、いわゆる「指導力不足教員」には該当しないことから、校長は、指導力不足教員として教育委員会に報告する必要はなく、教育研修所での研修処置等はなされない。その代わり各学校において校長等の指導を受けながら、勤務実績の改善に努めている。

今後は教員が人を教える立場であることを踏まえて、現職研修の一層の充実を図るとともに、各学校において指導力不足教員を生じさせないよう、管理職は平素からきめ細かな指導を行うことが重要である。

また、そのためにも管理職の研修の一層の充実が必要である。

なお、平成16年度の教育研修所での研修処置者は6名であり、うち1名は辞職、2名は復帰、3名は研修継続となっている。

d 意見

勤務評定の基準について

勤務評定は、勤務評定書に具体的に示された10項目ごとに行われるため、高校によって大きく変わることはなく、公平な判断基準が示され、適正に評定されている。

しかし、現状の勤務評定結果は、主には研修及び人事管理に利用されており、地公法第40条第1項が定める「勤務成績の評定を行い、その評定の結果に応じた措置を講じる。」ということの趣旨に沿っているとはいいがたい。

今後は職員の資質をより向上させるために、また、職務遂行能力の向上を図るために、職員の勤務成績の勤勉手当への反映及び表彰等の制度の充実、さらに能力・実績を重視した勤務評定と昇給・昇格とを結びつけるなど、より公平な人事管理の導入を検討する必要がある。

(2) 退職手当の支給（福利課）

ア 概要

(ア) 退職手当支給額の算定

退職手当は、退職時の「給料の月額」に「支給率」を乗じて算定される。定年退職、勧奨退職等における支給率は下記のとおりであるが、国の支給率に準じている。なお、支給率については総務省の通知により是正措置が行われている。35年以上勤続で定年または勧奨で退職した場合の支給率は次のようになっている。

平成17年1月～ 57×1.04=59.28

平成16年1月～12月 57×1.07=60.99

～平成15年12月 57×1.10=62.70

a 上記の支給率の改正は、職員の退職手当に関する条例附則第30項の調整率の改正によるもので、110／100から104／100へ変更されている。（平成16年は経過措置により107／100となっている。）

b 退職時における特別昇給については、「初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則」（昭和44年山口県人事委員会規則第18号）第32条の特別昇給に関する規定で、勤務成績の良好な職員が20年以上勤続して退職する場合、平成14年度は2号給以内、平成15年度は1号給、平成16年度はなしとなっている。

なお、職員の退職手当に関する条例に従って退職手当が計算されるが、各条文を整理し支給率を算出したものが下記の「退職手当の支給事由別 支給率早見表」である。

退職手当の支給事由別 支給率早見表

勤 続 年 数	第3条			第4条					第5条											
	自己都合	25年未満勤続	公務外死亡等	終了・通勤傷病	20年未満勤続定年・任期	25年未満勤続公務外傷病	自己都合	25年以上勤続	勤務公署の移転等	通勤傷病	20年以上勤続定年・勧奨	25年未満勤続公務外	傷病	25年以上勤続公務外	公務上傷亡	整理	公務上傷病	25年以上勤続定年・任期終了・通勤傷病	公務外死亡等	
1	0.600	1.000	1.000			1.250							1.500(3.600a)							
2	1.200	2.000	2.000			2.500							3.000(4.500a)							
3	1.800	3.000	3.000			3.750							4.500(5.400a)							
4	2.400	4.000	4.000			5.000							6.000(5.400a)							
5	3.000	5.000	5.000			6.250							7.500							
6	4.500	6.000	6.000			7.500							9.000							
7	5.250	7.000	7.000			8.750							10.500							
8	6.000	8.000	8.000			10.000							12.000							
9	6.750	9.000	9.000			11.250							13.500							
10	7.500	10.000	10.000			12.500							15.000							
11	8.880	11.100	11.100			13.875							16.650							
12	9.760	12.200	12.200			15.250							18.300							
13	10.640	13.300	13.300			16.625							19.950							
14	11.520	14.400	14.400			18.000							21.600							
15	12.400	15.500	15.500			19.375							23.250							
16	13.280	16.600	16.600			20.750							24.900							
17	14.160	17.700	17.700			22.125							26.550							
18	15.040	18.800	18.800			23.500							28.200							
19	15.920	19.900	19.900			24.875							29.850							
20	21.000		21.840			27.300	27.300						32.760							
21	22.200		23.088			28.860	28.860						34.632							
22	23.400		24.336			30.420	30.420						36.504							
23	24.600		25.584			31.980	31.980						38.376							
24	25.800		26.832			33.540	33.540						40.248							
25						33.750	35.100					35.100	42.120	42.120						
26						35.250	36.660					36.660	43.992	43.992						
27						36.750	38.220					38.220	45.864	45.864						
28						38.250	39.780					39.780	47.736	47.736						
29						39.750	41.340					41.340	49.608	49.607						
30						41.250	42.900					42.900	51.480	51.480						
31						42.500	44.200					44.200	53.040	53.040						
32						43.750	45.500					45.500	54.600	54.600						
33						45.000	46.800					46.800	56.160	56.160						
34						46.250	48.100					48.100	57.720	57.720						

35				47,500	49,400		49,400	59,280	59,280
36				48,750	49,400		49,400	59,280	59,280
37				50,000	50,000		50,000	59,280	59,280
38				51,250	51,250		51,250	59,280	59,280
39				52,500	52,500		52,500	59,280	59,280
40				53,750	53,750		53,750	59,280	59,280
41				55,000	55,000		55,000	59,280	59,280
42				56,250	56,250		56,250	59,280	59,280
43				57,500	57,500		57,500	59,280	59,280
44				58,750	58,750		58,750	59,280	59,280
45				59,280	59,280		59,280	59,280	59,280

(注) 1. () 内は、最低保障である。

2. a は基本給月額であり、給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する調整手当の月額の合計額をいう。

(イ) 支給額の推移

退職手当の過去3年間の支給額は下記のとおりである。

高等学校の退職事由別支給額

(単位：人、千円)

	人数	平成14年度	人数	平成15年度	人数	平成16年度
定年	100	3,184,627	78	2,338,043	56	1,589,374
勧奨	9	274,998	6	168,478	15	362,944
死亡	2	32,457	3	43,063	4	24,042
自己都合	12	38,275	11	23,944	9	29,963
臨時	352	48,231	394	53,547	402	54,949
計	475	3,578,588	492	2,627,075	486	2,061,272

定年・勧奨退職の1人当たり支給額は次のとおりであるが、支給額が減額されているのは、年度により在職年数、教職員区分等に差異はあるとしても是正措置の結果と考えられる。

(単位：千円)

	平成14年度	平成15年度	平成16年度
定年	31,846	29,975	28,382
勧奨	30,555	28,080	24,196

イ 監査手続

職員の退職手当に関する条例及び規則を確認した。

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則を確認した。

条例等の改正と支給額の変遷を確認した。

平成16年度の定年退職者の中から抽出し、退職手当の計算及び必要書類等を照合した。

平成16年度の勧奨退職者の中から抽出し、退職手当の計算及び必要書類等を照合した。

ウ 監査結果

退職手当の計算について

上記イ 監査手続を実施した結果、関連法令等に準拠し、正しく計算されている。

退職手当の計算における計算の基礎となる給料の月額は、職員の退職手当に関する条例によれば、退職の日におけるその者の給料の月額（これに相当する給与を含む）と規定されており、給料の月額には、教職員の場合、残業代の意味合いを持つ「教職調整額」が含まれている。手当の項で説明しているように教職調整額は残業代を付けない補完としての性格を強くもつものである。

教職調整額を給料の月額に含めることは、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」（昭和46年法律第77号）及び「義務教育諸学校等の教育職員の給与特別措置条例」（昭和46年山口県条例第31号）の規定に基づくものであり、合規性に問題はないが、このことによる退職手当額への影響を分析すると以下のとおりとなる。

平成16年度での定年退職による退職手当計算一覧表において、教職調整額が加算されているのは25名（他

の31名は校長等管理職、一般行政職及びその他である。) であるが、平成16年度退職手当の職種別内訳は次のとおりである。

(単位：人、千円)

職種	人數	金額	1人当たり金額
校長等管理職	10	313,100	31,310
教職その他	25	711,307	28,452
一般行政職	19	514,758	27,093
その他	2	50,210	25,105
計	56	1,589,374	28,382

教職その他には上記教職調整額（給料表額に対して4%）が加算されており、この教職調整額に相当する退職手当の金額は、27,358千円であり、1人当たり1,094千円が支給されていることになる。

エ 意見

臨時の任用教職員に対する退職手当について

臨時の任用の教員は、通常4月上旬に任用され翌3月末に期間満了により退職することとなる。この場合、6月以上勤務したことにより退職手当の支給対象となるが、現在の退職手当の計算においては、職員の退職手当に関する条例第3条第2項を適用して計算を行っている。第2項は自己都合による退職の場合の規定であり、当初から退職を前提に任用されている教員に対して自己都合退職の規定を適用することが適切であるか疑問である。

2 委託料関係

- (1) 教職員の定期健康診断等役務費60,506千円（県立高校41,251千円、特殊教育諸学校職員19,255千円）について（福利課）

ア 概要

実施の状況（人数のデータは特殊教育諸学校の教職員数を含んでいる）は次のとおりである。

(ア) 受診率

(単位：人、 %)

区分	対象者数A	受診者数B	受診率 B/A × 100	対象者について
胸部X線検査	4,480	4,045	90.3	全教職員数
(指)	528	503	95.3	指定年齢者(4月1日現在35、40、45、50歳の教職員 以下同様)
血圧測定	5,008	4,600	91.9	全教職員数
尿検査	4,480	4,113	91.8	全教職員数
(指)	528	511	96.8	指定年齢者
胃検査	3,965	3,093	78.0	35歳以上の教職員及び35歳未満は希望者
血液検査	4,280	3,790	88.6	新規採用・30歳以上の教職員及び30歳未満の希望者
(指)	528	508	96.2	指定年齢
心電図検査	3,946	3,458	87.6	新規採用者、35歳以上並びに血圧測定の結果最大血圧160mmHg以上最小血圧95mmHg以下のいずれか一方又は両方の者及び医師が必要と認めた者
聽力検査	3,307	2,929	88.6	(オージオメータ)新規採用者、35歳、40歳以上及び会話法の結果必要と認められる者
大腸がん検診	1,645	1,573	95.6	指定年齢者全員、35歳以上の希望者
腹部超音波検査	528	508	96.2	指定年齢者
眼底検査	528	507	96.0	指定年齢者

骨密度検査	528	509	96.4	指定年齢者
かくたん検査	528	434	82.2	指定年齢者

定期健康診断は労働安全衛生法第66条第1項、学校保健法第8条、山口県教育委員会職員健康管理規程第15条第3項に基づき、すべての職員について毎年1度行うことが定められており、これらの法令・規程に基づいて実施されている。

病休・育休者や長期海外研修者を除き、ドック等他医療機関受診者を含めるとほぼ100%に近い受診率となるということで、合規性は守られている。（上記のデータには人間ドック等他の医療機関で受診した者は含められていない。）

(イ) 委託検査機関

a 契約方法

令第167条の2第1項第2号の規定により競争入札に適さないということで随意契約により財団法人A協会と契約しており、少なくともこの5年間委託契約先は同一であり、固定している。

競争入札に適さない理由としてあげられているものは次のとおりであり、その条件を満たす検査機関は上記機関のみであるということである。

- (a) 教職員の定期健康診断においては、実施による業務への支障を最小限にすることが不可欠であり、各所属で健康診断を実施する必要があるため、各所属へ出向いて検査をすることができる。
- (b) 各所属統一的な検査及びデータ管理を行うことができる。
- (c) 指定する形式により検査結果の報告ができる。
- (d) 実施日程等の調整に柔軟に対応できること。

(ウ) 予定価格、契約価格の推移

(単位：円)

検査項目	平成12年度		平成13年度		平成14年度		平成15年度		平成16年度	
	予定単価	契約単価								
胸部X線検査（間接撮影）	720	720	720	720	800	720	800	720	800	720
胸部X線検査（直接撮影）	2,130	2,130	2,130	2,130	2,200	2,130	2,200	2,130	2,200	2,130
問診・診察、身体計測、聴力検査（会話法）	750	750	900	900	900	900	900	900	900	900
血圧測定	150	150	150	150	200	150	200	150	200	150
聴力検査（1000ヘルツ・4000ヘルツ）	800	800	800	800	800	800	800	800	800	800
尿検査（糖・たん白・潜血）	250	250	250	250	300	250	300	250	300	250
視力検査	150	150	150	150	200	150	200	150	200	150
胃検診（100mm 7方位7枚）	3,960	3,960	3,960	3,960	4,000	3,960	4,000	3,960	—	—
胃検診（100mm 8方位8枚）	—	—	—	—	—	—	—	—	4,000	3,960
血液検査（14項目）	2,380	2,380	2,380	2,380	—	—	—	—	—	—
血液検査（15項目）	—	—	—	—	2,400	2,380	2,400	2,380	2,400	2,380
心電図検査（12誘導）	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
大腸がん検診（検体2本）	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300
大腸がん検診（検体1本）	700	700	700	700	700	700	700	700	700	700
未回収容器代	120	120	120	120	200	120	—	—	—	—
かくたん細胞診	2,700	2,700	2,700	2,700	2,700	2,700	2,700	2,700	2,700	2,700
未回収容器代	200	200	200	200	200	200	—	—	—	—
読影・管理事務	610	610	610	610	700	610	500	490	500	490
血液検査（38項目）	8,250	8,250	8,250	8,250	8,300	8,250	8,300	8,250	8,300	8,250
検査判断料	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100
腹部超音波検査	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
眼底（両眼読影）	850	850	850	850	900	850	900	850	900	850
骨粗鬆症検査（MD法）	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
データ処理手数料	210	210	210	210	300	210	400	350	400	350

消費税等相当額は含まない。

- a 平成14年度から予定単価を改定し、100円未満の端数を切り上げている。

b 問診・診察、身体計測、聴力検査（会話法）が平成13年度から知事部局に合わせて900円、読影・管理事務が平成15年度から予定単価500円、契約単価490円、データ処理手数料が平成15年度から予定単価400円、契約単価350円に変わっている。

a, b 以外、予定単価及び契約単価は変化していない。

予定価格は、前年度契約実績に本年度参考見積価格を基に決めるということである。

(エ) 健康診断について、問診・診察、身体計測、聴力検査（会話法）、血圧測定、尿検査（糖・たん白・潜血）については県立高校で学校医等により検査を受けることになっており、予算も県立高校で執行されている。

県立高校の健康診断役務費41,251千円のうち、県立高校で予算執行されたものは4,740千円である。

この検査項目の単価について、平成16年度分の実績は次のとおりであり、本庁の委託契約単価の範囲内にある。

受診者1人当たりの平均単価（消費税等相当額を含む。）

問診・診察、身体計測、聴力検査（会話法） 914.5円

血圧測定 155.8円

尿検査（一般） 127.0円

尿検査（指定） 350.6円

1人当たりの平均単価は、各検査項目の平成16年度の健康診断の実績額÷受診者人数で算出している。

イ 監査結果

財団法人A協会との契約について

現在、契約している財団法人A協会は県央に位置し、山口県の東・西どちらにもほぼ同一の時間で検査に出かけることができるという状態にあり、あえて県の東と西で別々の検査機関に分けて委託した方が合理的ともいえず、令第167条の2第1項第2号の随意契約によることに特に問題があるとはいえない。

ウ 意見

(ア) 教職員の定期健康診断の業務委託契約について

5年間同一の委託先との契約について

現状では、イの監査結果のとおり、令第167条の2第1項第2号の随意契約に問題がないとしても、5年間委託先が固定化しており、競争原理が働いていない点は経済性の観点から懸念される。

県教育委員会は、随意契約が続けられている原因である競争入札に適さない理由（25頁記載）について、社会環境の変化による見直しや、対応を改善することなどによりその理由を解消することを検討し、業務委託契約に際して競争入札が可能な状況に変えていく必要があると考える。

例えば、随意契約の理由の一つに、各所属統一的な検査及びデータ管理を行う必要があげられており、対応できる機関は財団法人A協会のみであるということであるが、分割発注等受注機会の確保の観点からも、県教育委員会が健康診断の検査に必要なデータの種類や基準等の枠を示すことにより、検査機関が異なっても統一的な検査やデータ管理ができるかなどの検討である。

(イ) 契約価格の経済性のチェック

a 予定単価と医科診療報酬点数

予定単価は医科診療報酬点数を基にしているということであったので、県に計算を依頼し提出を求め、比較した。その比較表は次のとおりである。

予定価格と医科点数表の比較表

検査項目	点数	備考 (予定価格単位／10)
胸部X線検査（直接撮影）		
写真診断 単純撮影 胸部	164	220
撮影 単純撮影、フィルム（大角）		
胸部X線検査（間接撮影）	82	80
直接撮影の50／100		
問診・診察、身体計測、血圧測定、視力検査、聴力検査（会話法）	255	130
聴力検査（1000ヘルツ・4000ヘルツ）	110	80
気導純音聴力検査		

尿検査（糖・たん白・潜血）			
尿中一般物質定性半定量検査	62		30
尿・糞便等検査判断料			
胃検診（100mm 8 方位 8 枚）			
写真診断 特殊撮影（50／100）			
撮影 特殊撮影（50／100）	575		400
180点×4×50／100			
フィルム（間接撮影用 8 枚）			
薬剤			
血液検査（15項目）			
末梢血液一般検査			
生化学的検査 ((2)) 10項目以上	469		240
血液学的検査判断料			
生化学的検査 ((2)) 判断料			
血液採取静脈			
心電図検査（12誘導）	150		150
心電図検査12誘導			
大腸がん検診（検体 1 本）			
ヘモグロビン精密測定	89		70
尿・糞便等検査判断料			
大腸がん検診（検体 2 本）	144		130
55点×2本+34点			
かくたん細胞診			
細胞診検査 その他	334		270
免疫学的検査判断料			
腹部超音波検査	550		300
超音波検査 胸腹部			
眼底（両眼読影）	112		90
精密眼底検査			
骨粗鬆症検査（MD法）			
骨塩定量検査 MD法	140		150

予定価格と医科診療報酬点数との比較では、胸部X線撮影（直接撮影）と骨粗鬆症検査（MD法）は予定価格の方が高く、その他は予定価格の方が低くなっている状況である。

この比較では経済性の観点から特に問題とはいえないが、医科診療報酬点数の改正ごとに、改正後の点数を算定し、比較する必要がある。

b 予定単価と市場価格との比較

健康診断の検査料は自費診療であり、医科診療報酬点数には拘束されないので、予定価格が医科診療報酬点数より高いか低いかにかかわらず、市場の価格を絶えず把握することが必要である。

例えば、近隣の県の検査機関の単価との比較等が考えられるが、県は、検査体制が異なる場合もあり比較しても参考にならないということで調査していない。

健康診断の検査費用についてより経済的に実施するために、市場価格を積極的に情報収集し、価格水準をチェックすべきである。

(2) 高校生の健康診断（保健体育課）

ア 概要

県立高校では、生徒を対象に健康診断を行っており、健康診断には、結核（X線撮影）健康診断、心臓検診（心電図検査）、尿検査等がある。

結核健康診断については、保健体育課が県立学校1年生全員を対象として、検診機関を選定し、契約している。心臓検診（心電図検査）、尿検査については、各学校において検診機関を選定し、契約を行っている。

イ 監査手続

県立高校における心臓検診（心電図検査）、尿検査の検診機関を選定し、契約に係る事務処理について、
関係証憑及び契約書等を閲覧するとともに担当者に質問した。

ウ 意見

(ア) 検診機関の選定、契約に係る事務処理については、随意契約により複数の業者の中から適切に選定が行
われている。

参考までに、往査した高校の過去3年間の契約単価の推移は次のとおりとなっている。

(単位：円)

高 校 名	年 度	心電図検査		尿 檢 査	
		機 関	単 価	機 関	単 価
山 口 高 校	平成14年度	A社	730	B社	130
	平成15年度	A社	730	A社	96
	平成16年度	A社	674	A社	88
防 府 高 校	平成14年度	A社	778	B社	120
	平成15年度	A社	722	B社	103
	平成16年度	B社	680	E社	67
防府商業高校	平成14年度	A社	800	B社	125
	平成15年度	A社	722	A社	95
	平成16年度	A社	707	B社	97
宇 部 西 高 校	平成14年度	A社	775	A社	138
	平成15年度	B社	730	E社	100
	平成16年度	B社	730	B社	100
水 産 高 校	平成14年度	A社	1,100	A社	230
	平成15年度	B社	800	A社	230
	平成16年度	B社	800	A社	230
鹿 野 高 校	平成14年度	C社	825	C社	147
	平成15年度	C社	750	C社	127
	平成16年度	C社	677	C社	119
下 関 工 業 高 校	平成14年度	D社	715	F社	250
	平成15年度	D社	705	G社	120
	平成16年度	D社	696	G社	110
山 口 農 業 高 校	平成14年度	A社	745	A社	138
	平成15年度	A社	722	B社	99
	平成16年度	B社	680	E社	67

消費税等相当額は含まない。

上表によれば、過去3年間の推移では、契約機関の変更や契約単価の下落がみられ、機関の選定が効果を奏していると考えられる。ただし、地理的な影響もあるものと考えられるが、各学校で契約単価にかなりバラツキがみられ、中でも水産高校のみ尿検査の単価に変化がなく、検査機関の再考が必要と考えられる。

(イ) 岩国総合高校における尿検査・心電図に関する予定単価（予定価格）と業者から入手した見積書の単価は次のとおりである。

尿検査予定単価 273円				
見積書	A社 100円	B社 126円	C社 136円	D社 157.5円

心電図検査予定単価 1,260円				
見積書	A社 729円	B社 735円	C社 辞退	

予定価格は、地方公共団体が契約を締結する場合にあらかじめ設定する契約価格の一応の基準となる価格である。

契約を締結するに当たり、複数の業者から見積書を入手していることは妥当であるが、見積書の金額とあまりにも離れている点については、予定価格の意義を有していないので、予定価格の見直しが必要である。

(3) 業務委託費

ア 保守点検業務

(ア) 概要

山口農業高校では競争入札等審査会設置要綱を作成し、契約事務の適正化を図っているが、次の業務委託については審査会が開かれていなかったためその内容を検討した。

汚水処理施設(三次処理)保守点検業務

委託料の額 2,772千円

契約期間 平成16年4月1日～平成17年3月31日

契約方法 隨意契約(2号)

(イ) 監査結果

随意契約の理由については、執行側及び業者選定理由書により明確となっている。しかし、その契約内容については疑問がある。平成16年度の予定価格は平成15年度の契約金額と同様であり、その価格について質問した際に、当該汚水処理(三次処理)には二次処理を含んでいる旨の説明を受けた。業者との「汚水処理施設(三次処理)保守点検業務委託契約書」では三次処理に関する事項のみが記載され、二次処理については記載されていない。二次処理はサービスで実施されており、委託業務内容を明確にするため、二次処理を含めて契約を行うことが必要である。

イ 機械警備業務

(ア) 概要

機械警備の委託料は、県立高校のほとんどが同額の423千円で行っている。

機械警備の契約は、一定の政策目的を達成するため随意契約の令第167条の2第1項第4号の規定により行われている。その理由は、施設の管理上、毎年事業者が変わると窓やドアを修理する必要が生ずるため経費がかさみ、県費の負担が大きくなり不利になるからということである。

(イ) 意見

現在、機械警備を委託している県内業者は3社であるが、平成18年度からは長期契約が可能となるため、5年間の長期契約を前提とし、随意契約に代えて一定の地域ごとに一括した契約をすることにより、委託料の削減をすることができないかなどを検討すべきである。

ウ その他

(ア) 概要

業務委託契約についてその他の不備事項があった。

(イ) 監査結果

a 随意契約において、相見積もりを入手していることは適切であるが、5社で見積った場合に、契約した業者のみ見積書に仕様明細があり、他の4社には仕様明細がなく、金額のみの記載があった。相見積もりが形骸化しており、見積りの内容が同じ水準で比較できるように、見積書入手の業者すべてから、見積書に使用明細を記載したものを収集する必要がある。(防府高校)

b 履行確認の不備

教育用コンピュータの保守について、仕様書ではスイッチングハブが保守の対象になっているが、業務報告書の保守点検の対象項目にはない。履行確認は、契約どおりに履行がなされていないにもかかわらず完了しているが、履行確認の際には契約の際の仕様書と業務報告書を照合し、契約した委託内容が洩れなく履行されていることを確認する必要がある。(防府高校)

3 公有財産の取得及び維持管理

(1) 教職員住宅について(福利課)

ア 概要

(ア) 教職員住宅の設置目的

a 校長住宅

校長の居住地については、「県立学校の校長の居住地に関する取扱要綱」第2条に、緊急の場合において、おおむね30分以内に勤務する学校に出勤できる地域に居住するものとすると定められている。このことを受けて、公務遂行目的の観点から校長住宅が設置されている。

b 教職員住宅

地公法第42条（厚生制度）に基づき、福利厚生を目的とした観点から教職員住宅が設置されている。

(イ) 教職員住宅の設置及びその入居の状況

a 校長住宅

(a) 校長住宅の整備状況

県立高校66校のうち、60校について校長住宅が設置されており、6校については設置されていない。未設置の理由については、後記③校長住宅を設置していない6校の県立高校未整備理由を参照

(b) 校長住宅の入居状況

校長住宅60校のうち、過去5年間1度も利用されたことのない住宅が8校ある。後記①入居状況一覧表参照

また、平成16年度分について、住宅に未入居のため校長住宅の維持費とは別に学校までの通勤手当が1,297万円発生している。

(c) 校長住宅の入居率

入居率の推移は、平成12年度は75%であったが、年々減少し、平成16年度では47%まで低下している。その状況は後記②校長住宅5年間の入居戸数の推移及び入居率の推移を参照

① 入居状況一覧表

管理者	住宅名	建築年度	取得価格	構造	住宅面積 総面積	利用状況 H13.3.1	利用状況 H14.3.1	利用状況 H15.3.1	利用状況 H16.3.1	利用状況 H17.3.1	通勤手当 支給年額	H16年度以前	H17-H19	使用料 H20以降
安下庄高等学校長	校長	54	12,565,000RC2F	1,043.36	97.98	有	有	有	有	有	-	34,900	34,312	34,312
久賀高等學校長	校長	51	13,370,000BC1F	1,00.85	92.65	有	無	無	有	有	-	24,800	27,012	27,012
岩国高等学校長	校長	52	13,282,000RC1F	1,05.22	97.03	無	無	無	無	無	-	31,400	34,362	34,912
岩国総合高等学校長	校長	54	11,901,200RC2F	1,01.86	97.98	有	有	有	有	無	414,000	34,900	34,312	34,312
岩国商業高等学校長	校長	53	13,676,000RC2F	97.98	97.98	無	有	有	有	無	24,000	34,900	34,312	34,312
岩国工業高等学校長	校長	52	14,181,000RC1F	1,04.16	96.26	有	有	有	有	有	-	31,100	33,912	34,312
坂上高等学校長	校長	44	2,408,000BC1F	78.88	78.88	有	有	有	有	有	-	15,500	15,312	15,312
高森高等学校長	校長	31	850,000w1F	85.73	85.73	有	有	有	有	有	-	12,000	14,412	14,412
柳井高等学校長	校長	53	12,306,000RC1F	96.48	96.48	有	有	有	無	無	873,600	34,500	34,012	34,012
柳井商業高等学校長	校長	42	2,540,000BC1F	89.15	85.15	無	無	有	有	有	-	18,300	20,112	20,112
柳井工業高等学校長	校長	47	4,790,600BC1F	93.05	85.05	有	有	有	有	有	-	20,200	22,612	22,612
田布施工業高等学校長	校長	50	12,103,000BC1F	1,02.46	94.14	有	有	有	有	無	354,000	25,300	27,712	27,712
田布施工業高等学校長	校長	H7	26,832,580w2F	1,02.47	98.33	無	無	有	有	無	24,000	43,200	45,812	46,012
熊毛高等学校長	校長	52	14,710,000RC1F	1,05.43	97.03	有	有	有	有	無	85,200	31,400	34,362	34,912
熊毛北高等学校長	校長	54	15,334,000RC2F	97.98	97.98	有	有	有	無	無	315,600	34,900	32,312	32,312
光高等学校長	校長	53	13,472,200RC1F	1,02.86	96.48	有	無	有	有	有	-	34,500	34,012	34,012
光丘高等学校長	校長	H2	16,042,130w2F	96.05	96.05	有	有	有	有	有	-	43,200	33,912	33,912
下松高等学校長	校長	28	720,000w1F	72.19	72.19	無	無	無	無	無	24,000	12,000	12,000	12,000
下松工業高等学校長	校長	46	3,478,000BC1F	82.85	78.26	無	無	無	無	無	778,200	15,500	17,212	17,212
華陵高等学校長	校長	H6	22,345,410w2F	1,02.66	98.33	無	無	無	無	無	789,600	43,200	35,212	35,212
鹿山高等学校長	校長	28	430,000w1F	77.28	77.28	無	無	無	無	無	658,800	12,000	12,000	12,000
鹿山北高等学校長	校長	25	290,000w1F	80.59	80.59	有	有	有	有	無	621,000	12,000	12,000	12,000
鹿山工業高等学校長	校長	42	2,669,000BC1F	89.15	85.15	有	有	有	有	有	-	18,300	20,112	20,112
鹿野高等学校長	校長	53	12,431,000RC1F	96.39	96.39	無	無	無	無	無	-	34,500	34,012	34,012
新南陽高等学校長	校長	56	15,446,000RC2F	97.98	97.98	有	有	有	有	無	637,200	31,300	35,762	37,812
佐渡高等学校長	校長	38	2,312,000w1F	82.65	72.72	有	有	有	有	有	-	12,000	14,412	14,412
防府高等学校長	校長	45	4,015,000BC1F	78.88	78.88	無	無	無	無	無	200,400	15,500	17,212	17,212
防府西高等学校長	校長	56	14,715,000RC1F	93.80	87.42	無	無	無	無	無	1,003,200	31,300	34,062	34,412
防府商業高等学校長	校長	40	3,435,040BC1F	95.68	89.70	無	無	無	無	無	-	19,200	21,112	21,112
山口高等学校長	校長	47	5,981,066BC1F	98.72	90.72	有	有	有	有	無	200,400	21,400	23,712	23,712
山口農業高等学校長	校長	47	7,536,000BC1F	93.05	95.05	有	有	有	有	無	435,600	20,200	22,612	22,612
宇部高等学校長	校長	46	3,350,000BC1F	88.52	78.26	有	無	無	無	無	354,000	15,500	17,212	17,212
宇部中央高等学校長	校長	38	1,636,060w1F	106.82	101.96	有	有	有	有	無	846,600	14,200	12,000	12,000
宇部西高等学校長	校長	53	13,600,000RC2F	97.98	97.98	有	有	有	有	無	414,000	34,900	34,312	34,312
宇部商業高等学校長	校長	42	2,580,000BC1F	89.15	85.15	有	無	無	無	有	-	18,300	20,112	20,112
宇部工業高等学校長	校長	52	13,905,000RC1F	104.94	97.04	有	有	有	有	有	-	31,400	34,212	34,612
小野田高等学校長	校長	45	2,994,000BC1F	78.88	78.88	有	有	有	有	無	-	15,500	17,412	17,412
小野田工業高等学校長	校長	48	6,722,067BC1F	1,02.47	85.05	有	有	有	有	有	-	22,900	20,712	20,712
厚狹高等学校長	校長	54	11,791,000RC2F	1,04.36	97.98	有	無	無	無	無	277,200	34,900	34,312	34,312
美祢高等学校長	校長	H5	22,316,680w2F	1,02.66	98.33	有	有	有	有	有	-	43,200	34,512	34,512
美祢工業高等学校長	校長	H8	26,525,889w2F	1,02.47	98.33	有	無	無	有	有	-	43,200	45,812	46,012

管理者	住宅名	建築年度	取得価格	構造	住宅面積 総面積	利用状況 H13.3.1	利用状況 H14.3.1	利用状況 H15.3.1	利用状況 H16.3.1	利用状況 H17.3.1	通勤手当 支給年額	H16年度以前	H17~H19	使用料
大藏高等学校長	校長	55	14,163,000RC1F	98.80	87.42	無	無	無	無	無	-	31,300	34,412	H20以降
田部高等学校長	校長	44	2,654,000BC1F	78.88	78.88	有	有	無	無	無	277,200	15,500	15,312	15,312
西市高等学校長	校長	55	14,511,000RC1F	87.42	87.42	有	有	有	有	無	-	31,300	32,212	32,212
豊浦高等学校長	校長	53	13,584,000RC1F	102.86	96.48	有	有	有	有	有	-	34,500	34,012	34,012
下関西高等学校長	校長	56	15,559,000RC2F	98.80	98.80	有	有	有	有	有	-	31,300	35,962	38,212
下關南高等学校長	校長	56	15,312,000RC2F	98.80	98.80	有	有	有	有	無	-	31,300	35,962	38,212
下關第一高等学校長	校長	42	3,410,000w1F	112.58	112.58	有	有	有	有	無	867,000	15,700	14,412	14,412
下關中央工業高等学校長	校長	56	13,984,000RC1F	87.42	87.42	有	有	有	有	有	-	31,300	33,312	33,312
下關工業高等学校長	校長	31	600,000w1F	93.55	93.55	有	有	有	有	無	354,000	12,000	14,412	14,412
長府高等学校長	校長	H2	16,776,860w2F	101.28	98.61	有	無	無	無	無	950,400	43,200	34,512	34,512
譽高等学校長	校長	H4	17,530,300w2F	102.56	98.33	有	有	無	無	無	435,600	43,200	34,512	34,512
豊北高等学校長	校長	52	13,605,000RC1F	102.34	94.84	有	有	有	有	有	-	30,400	33,292	33,292
大津高等学校長	校長	54	11,599,000RC2F	97.98	97.98	有	有	無	無	無	277,200	34,900	34,312	34,312
水産高等学校長	校長	28	2,254,000w1F	107.65	107.65	有	有	有	有	有	-	12,000	14,412	14,412
萩高等学校長	校長	45	3,153,000BC1F	78.88	78.88	有	有	有	有	有	277,200	15,500	16,412	16,412
萩商業高等学校長	校長	43	2,881,440BC1F	91.62	86.76	有	有	有	有	有	-	20,400	20,312	20,312
萩工業高等学校長	校長	41	2,120,000BC1F	86.15	85.15	有	有	有	有	有	-	18,300	19,212	19,212
健佐高等学校長	校長	39	2,311,200BC2F	103.48	98.57	有	有	有	有	無	-	21,100	22,712	22,712
奈古高等学校長	校長	H3	19,046,750w2F	102.56	98.33	無	無	無	無	無	200,400	43,200	34,512	34,512
計						73%	65%	67%	53%	47%	12,969,600	(入居率=入居戸数 戸数)		

注 構造の種類 RC：鉄筋コンクリート（非木造）、BC：コンクリートブロック（非木造）、W：木造

② 校長住宅5年間の入居戸数の推移

年度	入居戸数
12	45
13	39
14	40
15	32
16	28

③ 入居率の推移

年度	入居率
12	75%
13	65%
14	67%
15	53%
16	47%

全部で 60 戸 校長住宅

- ③ 校長住宅を設置していない6校の県立高校未整備理由
- 広瀬高校
- 昭和48年建築、供用してきたが、平成16年錦町役場の移転先として建物を取り壊し土地を錦町へ譲渡
 - 錦町との覚書により、錦町が提供する代替住宅を校長住宅として使用中であり、新規建設はしない。
- 徳山商業高校
- 昭和27年建設の老朽化住宅は建築基準法上の接面道路がなく現地建て替えはできないため平成14年に隣接者に譲渡
 - 交通事情に恵まれた立地条件にあり、かつ、学校周辺に賃貸可能な民間住宅もあることから新規建設はしていない。
 - 平成18年度に徳山工業高校と再編統合されるため、新規建設はしない。
- 南陽工業高校（当初から未整備）
- 交通事情に恵まれた立地条件にあり、かつ、学校周辺に賃貸可能な民間住宅もあることから新規建設はしていない。
 - 今後の整備については、高校再編統合の状況をみて判断していく。
- 山口中央高校（当初から未整備）
- 交通事情に恵まれた立地条件にあり、かつ、学校周辺に賃貸可能な民間住宅もあることから新規建設はしていない。
- 西京高校（当初から未整備）
- 交通事情に恵まれた立地条件にあり、かつ、学校周辺に賃貸可能な民間住宅もあることから新規建設はしていない。
 - 厳しい財政事情から、新規建設は検討しない。
- 日置農業高校
- 昭和27年建設の建物は、老朽化により平成13年度に解体撤去
 - 跡地については、旧日置町の公共施設建設用地として譲渡
 - 交通事情に恵まれた立地条件にあり、かつ、学校周辺に賃貸可能な民間住宅もあることから新規建設はしていない。
 - 今後の整備については、高校再編統合の状況をみて判断していく。

b 教職員住宅

(a) 入居状況及び入居率の推移

平成16年度（3月1日現在）、入居可能戸数は691戸あるが、平成16年度の入居戸数は445戸で入居率は64.4%である。

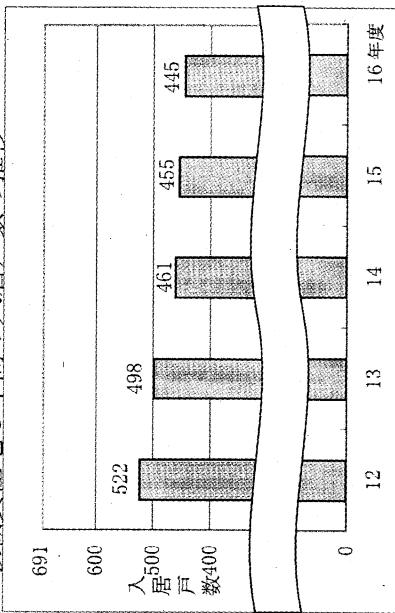
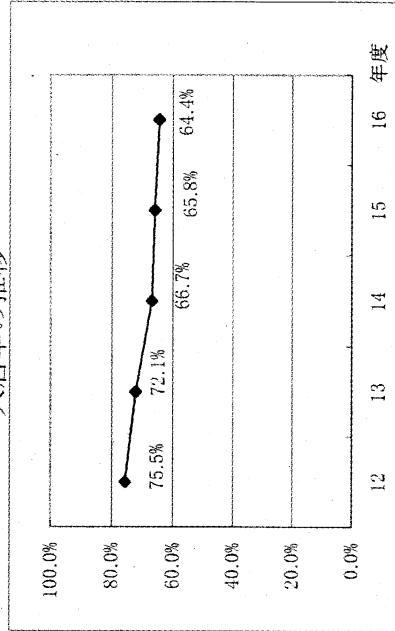
なお、平成12年度（3月1日現在）は、入居戸数は522戸であり、入居率は75.5%であったが年々低下している。入居状況については、後記①の入居状況一覧表、入居戸数及び入居率の推移については②のグラフを参照

管理者	住宅名	建築年度	取得価格	構造	住宅面積	戸数	利用状況			利用状況			利用状況			使用料
							H13.3.1 戸数	H13.3.1 戸数	入居率	H14.3.1 戸数	H14.3.1 戸数	入居率	H15.3.1 戸数	H15.3.1 戸数	入居率	
宇都中央高等学校長	宇都(2)	44	37,047,000RCAF	1,303.17	50.96	24	19	79.2	22	91.7	16	66.7	18	75.0	16	66.7
小野田工業高等学校長	小野田(2)	43	22,392,000RC3F	949.26	48.68	18	12	66.7	9	50.0	10	55.6	12	66.7	12	66.7
厚狹高等学校長	厚狭(1)	43	4,522,900BC2F	157.82	49.3	3	1	33.3	3	100.0	3	100.0	3	100.0	3	100.0
美祢高等学校長	美祢(1)	42	4,870,000BC2F	167.82	49.3	3	1	33.3	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
大瀬高等学校長	大瀬(2)	61	69,069,000RC2F	562.94	65.95	8	6	75.0	7	87.5	5	62.5	4	50.0	4	50.0
田部高等学校長	田部(2)	50	40,377,000BC2F	469.01	54.43	8	8	100.0	6	75.0	5	62.5	4	50.0	4	50.0
西市高等学校長	西市(2)	42	8,620,000RC2F	263.04	49.3	5	1	20.0	2	40.0	4	80.0	3	60.0	3	60.0
下関西高等学校長	下関(1)	39	32,500,000RCAF	1,461.84	45.74	24	12	50.0	14	58.3	14	58.3	14	58.3	14	58.3
下関高等学校長	下関(2)	42	36,822,000RCAF	1,286.47	48.91	24	15	62.5	14	58.3	16	66.7	15	62.5	15	62.5
下関中央工業高等学校長	下關(3)	46	46,662,000RCAF	1,286.40	52.56	24	22	91.7	20	83.3	18	75.0	19	79.2	18	75.0
下關工業高等学校長	下關(4)	50	109,237,000RCAF	1,482.34	55.08	24	21	87.5	20	83.3	14	58.3	16	66.7	18	66.7
豊北高等学校長	豊北(1)	48	15,538,471BC2F	331.47	51.52	6	2	33.3	2	33.3	2	33.3	2	33.3	1	16.7
豊北高等学校長	豊北(2)	H5	46,388,240RC2F	184.06	36.16	4	3	75.0	4	100.0	3	75.0	3	75.0	3	75.0
大津高等学校長	大津(2)	47	23,341,729RC3F	668.46	50.97	12	10	83.3	11	91.7	11	91.7	12	100.0	12	100.0
長門高等学校長	長門(3)	49	9,943,000BC2F	115.46	54.43	2	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
水庭高等学校長	水庭(1)	39	12,952,600BC2F	639.32	58.07	10	8	80.0	7	70.0	7	70.0	9	90.0	7	70.0
萩高等学校長	萩(2)	57	132,450,000RCAF	1,144.83	65.95	16	13	81.3	16	100.0	14	87.5	15	93.8	14	87.5
秋工業高等学校長	萩(1)	H7	243,329,110RCAF	1,249.11	65.93	16	16	100.0	16	100.0	16	100.0	16	100.0	16	100.0
健佐高等学校長	健佐(1)	40	5,428,360BC2F	298.48	54.71	4	3	75.0	4	100.0	4	100.0	3	75.0	3	75.0
健佐高等学校長	健佐(2)	50	24,542,000BC1F	210.54	66.78	3	3	100.0	2	66.7	1	33.3	1	33.3	1	33.3
健佐高等学校長	健佐(3)	45	4,235,000WIF	115.61	38.53	3	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
奈古高等学校長	奈古(1)	41	3,080,000BC2F	104.62	49.31	2	2	100.0	2	100.0	2	100.0	2	100.0	2	100.0
奈古高等学校長	奈古(2)	49	9,735,800RC2F	118.76	54.43	2	2	100.0	2	100.0	2	100.0	2	100.0	2	100.0
奈古高等学校長	奈古(3)	52	18,331,000RC2F	146.72	68.26	2	2	100.0	1	50.0	1	50.0	2	100.0	2	100.0
奈古高等学校長	奈古(4)	H2	33,162,900RC2F	184.06	36.16	4	4	100.0	3	75.0	1	25.0	3	75.0	4	100.0
						691	522	76.5%	498	72.1%	461	66.7%	455	65.8%	445	64.4%

注 構造の種類 RC : 鉄筋コンクリート (非木造) 、 BC : コンクリートブロック造 (非木造) 、 W : 木造 入居率 = 入居戸数 / 戸数

② 教職員住宅 5年間の入居戸数の推移

入居率の推移



イ 監査結果

(ア) 監査手続

- a 教職員住宅の施設の視察
- b 入居・退居の事務が山口県教職員住宅管理要領に従っているか、入退届関係資料を閲覧した。
- c 使用料の設定の方法について聴取し、使用料計算の正確性を検証した。
- d 教職員住宅の整備計画、管理運営の状況について聴取した。

(イ) 監査結果

- a 入退居の手続

退居の際、退居時の原状回復費用の精算時に、管理者の検査を受けるようになっている。（山口県教職員住宅管理要領第14条）検査を実施したという説明はあったが、検査結果の書類が作成されていない。

後日、退居者の個人負担と県費の負担区分について問題が発生しないよう、検査した結果が残るよう書類を作成する必要がある。

なお、住宅修理等入居者負担基準一覧表は昭和53年10月1日以来改正されておらず、最近の状態に合わせたものに改正し、検査の際チェックリストとして使用する必要がある。

- b 使用料の計算

往査した山口高校で、山口(1),(2)教職員住宅から1名ずつ抽出し、新・旧の規定により、使用料の計算について検証した結果、正しく計算されていた。

- c 教職員住宅の視察

山口高校の管理下にある教職員住宅の状況を視察したところ、老朽化が進み、しかも台風の被害を受け、入居不可の状態のものがあり、入居の募集を停止している状態の部屋もあった。その状況は次のとおりである。（平成17年8月監査日現在）

山口 (1) 戸数24 入居者6戸 空室5戸

入居不可（入居募集停止）13戸

山口 (2) 戸数16 入居者10戸 空室2戸

入居不可（入居募集停止）4戸

- d 校長住宅の現状

ランニングコスト及び校長の居住地の実態の調査結果は次のとおりである。

(a) ランニングコスト

① 平成16年度校長住宅の維持費

火災共済金	54千円
-------	------

国有財産等

市町村交付金	4,128
--------	-------

土地賃借料	1,133
-------	-------

下水道受益者負担金	168
-----------	-----

計	5,483
---	-------

修繕費（下記表参照）	5,740
------------	-------

計	11,223
---	--------

② 平成16年度未入居者の通勤手当	12,970
-------------------	--------

合 計 (①+②)	24,193
-----------	--------

校長住宅修繕費

（単位：千円）

年 度	需 用 費	役 務 費	工事請負費	計
平成14年度	3,061	50	12,909	16,020
平成15年度	412	187	4,641	5,239
平成16年度	3,699	98	1,944	5,740

上記のランニングコストは、校長住宅の維持費の他に、校長住宅未入居者の1,297万円（32頁記載）の通勤手当が含まれている。この通勤手当は、校長住宅に入居の場合必要なものであり、建物の維持費等の支出に加えて通勤手当が支出される状況は、歳出の有効性の観点から好ましくなく、解消されるべきである。

(b) 校長の居住地の実態

校長には、「県立学校の校長の居住地に関する取扱要綱」において、おおむね30分以内にその勤務する学校に出勤できる地域に居住するものとされているにもかかわらず、同要綱が守られていないケースが多い。（運用ではおおむね60分以内という取扱われ方になっている。）

最近は高速交通網の整備等、交通事情が変わってきたこと、携帯電話の普及等により遠方にいても緊急時の対応を電話により指示ができること、また、移動時間が短縮され、すみやかに対応ができることから、上記の要綱の意義が薄れしており、実態に即してこの要綱の廃止を検討するべきである。このことは結果として校長住宅の必要性はなくなっていると思われる。（平成16年度入居率47%に表れている。）

現実に県立高校66校のうち、既に校長住宅を設置していない学校があり、設置しない理由として46頁に記載のとおり、交通事情に恵まれた立地条件にある学校、あるいは学校周辺に賃貸可能な民間住宅があるからということなどが挙げられている。

(c) 意見

校長住宅の原則廃止について

以上のようなことから、入居率が低下し、効率的に利用されていないこと、また、必要性も乏しく、新規に建設するとなれば高額な資金が必要であることなどから、校長住宅の基本的方向としては、民間賃貸住宅の確保が困難な地域や交通事情に配慮が必要な地域の学校の校長住宅を除いて、原則として廃止の方向で検討する必要がある。

なお、社会環境の変化の中で、校長住宅のうち、次の校長住宅については、木造で築後45年を経過し、防災上の観点を考慮して廃止の対象とされている。

下松高等学校校長住宅（昭和28年築）

徳山高等学校校長住宅（昭和28年築）

水産高等学校校長住宅（昭和28年築）

e 教職員住宅

(a) 入居率がこの5年間をみると年々低下しており、資産の効率性は悪くなっている。

(b) ランニングコスト

平成16年度教職員住宅の維持費

火災共済金	257千円
国有財産等	
市町村交付金	18,564
土地賃借料	687
下水道受益者負担金	880
計	20,388
修繕費（下記表参照）	44,402
合 計	64,790

教職員住宅修繕費

（単位：千円）

年 度	需 用 費	役 務 費	工事請負費	計
平成14年度	13,752	658	7,599	22,008
平成15年度	12,589	298	18,442	31,328
平成16年度	26,470	1,068	16,865	44,402

(c) 教職員住宅の整備方針

県立高校の教職員住宅（35頁）の入居率は64%と年々低下しており、入居率が下がると共益費の負担が増加し、より一層入居率が低下する。また、空家になると住宅の劣化が進み、さらに入居率が低下するなどの悪循環現象が起きつつある。しかも、修繕費は住宅が老朽化しており、増加する傾向にある。（上記修繕費の3年間の推移表参照）

このような現状に対して県教育委員会は、限られた財源を効率的に配分していくためには、地域ごとに拠点となる住宅と、拠点住宅以外の住宅を県立高校再編整備計画（平成18年度から平成26年度まで）の動向を踏まえながら峻別し、重点的に改修、建て替えにより存続を図るものと、拠点住宅以外の住宅は圧縮整理するとの方向性（注1）を有しており、その方向性は妥当であり、今後具体的に進

めていく必要がある。

(注1) 教職員住宅再編整備計画の方向性について

- ・ 地域ごとに拠点となる住宅を定め、重点的に改修等を進める。
民間賃貸住宅の確保が困難な地域や交通事情に配慮が必要な地域の学校に勤務する教職員の住宅を、福利厚生の観点から確保する。
- ・ 拠点住宅以外の住宅の圧縮整理が考えられている。
老朽化住宅の計画的処分
老朽化していない住宅は入居率を高め、建物の未利用財産化の防止を図るとされている。
- ・ 県立高校再編整備計画との整合
現在、高校の統廃合を行う県立高校再編整備計画が策定され進められているところであるが、教職員住宅は高校の統廃合と密接な関係があるため、県立高校再編整備計画を踏まえ、4年単位で策定し、必要に応じて2年ごとに見直すように計画の方向性が考えられている。

f 使用料について

(a) 使用料算定の基本

県教育委員会は、使用料については給与以外の勤務条件の一つと考えており、地公法第24条第5項の、国及び他の地方公共団体の職員との間に権衡を失しないよう適当な考慮を払わなければならぬということに基づいて、国家公務員宿舎法施行令（昭和33年12月23日政令341号）、国家公務員宿舎法施行規則（昭和34年2月25日大蔵省令第10号）に規定する有料宿舎の使用料の算定方法に準拠して計算している。

また、他の中国地方の4県の使用料の算定方法、使用料の最高、最低、平均額を調査し、使用料金額の高低等を比較し、検討している。

中国各県における教職員住宅使用料の対応状況（県教育委員会調査）

県名	現行使用料 施 行 年 度	校 長				一 般 職				使用料の 算定方法
		最高額 円	最低額 円	平均額 円	平均面積 m ²	最高額 円	最低額 円	平均額 円	平均面積 m ²	
鳥取県	平成6年度	—	—	16,990 一軒のみ	75.48	37,180	7,000	22,610	69.11	鳥取県職員宿舎 貸付料算定要領 による
島根県	平成5年度	22,360	5,030	8,818	83.84	26,200	3,880	10,629	47.39	国に準拠した管 財課の算定方法 による
岡山県	平成7年度	25,620	12,350	18,044	69.58	26,130	4,420	11,107	49.51	国に準拠 知事部局と同様
広島県	H16.7.1	34,740	17,850	21,722	87.27 倉庫含む	33,620	5,740	14,378	55.15 倉庫含む	国算定方式に準 じる知事部局と 同様
山口県	H5.4.1	43,200	12,000	27,197	91.37	24,000	2,800	12,298	54.86 単身用含む	知事部局に合わ せる

注 山口県は平成17年4月1日より使用料改正・施行

(b) 基本的な月額使用料の算定方法（平成17年4月1日改正分）

- ・ 基準使用料 専用面積を5段階に区分し、使用料が定められている
- ・ 経過年数控除 構造により3区分、面積により5段階に分け定められている

月額使用料

建 物 1 m²当たりの基準使用料 - 経過年数控除 = 決定使用料

決定使用料 × 建物面積

倉 庫 (専用物置) が設置されている場合

倉庫面積 × 決定使用料 × 1.05

駐車場 2,412円 (県内一律)

駐車場の使用料は、国の規定により山口県の該当する地域の1 m²当たりの基準使用料193円に面積は12.5m²とし、月額使用料2,412円 (一律) としている。

(c) 使用料の改訂時期等について

使用料の改正等の経緯

① 国家公務員宿舎法は、平成16年4月1日に改正され、有料宿舎の使用料は改訂されている。山口県は国家公務員宿舎法の有料宿舎の使用料に基づいて規定し適用しているが、1年遅れて平成17年度から国に準拠して改正している。

② 専用物置が設置されている倉庫について、倉庫使用料を、また、駐車場について、県内一律2,412円の駐車場の使用料を、いずれも平成17年4月1日から徴収している。

なお、改正に伴う激変緩和措置は国に準拠し、3年間（山口県は1年遅れの改正のため平成19年度まで）は、改正後の使用料が改正前の使用料を越える額の2分の1を控除した金額とされる。

(d) 意見

使用料の算定方法について

① 使用料について国家公務員宿舎法の有料宿舎の使用料に基づいて規定し適用しているが、国家公務員宿舎の使用料算定で用いられる家屋の延べ面積には、専用的に使用しているバルコニーの面積が含まれていない。

現行の教職員住宅の使用料算定は国に準拠しているが、これからの使用料の改定においては、面積の捉え方等に独自の手法をとることを検討することが必要と思われる。

② 職員住宅の使用料は、中国地方では鳥取県や、その他全国でも15県が県独自の基準により算定している（他県の平成17年度公舍全国調査42都道府県中）。その基準は建物の償却費、修繕費、損害保険料、公課等の実費を算定の基礎にしているものが多い。

このような基準に準じて県の教職員住宅のうち、この10年間に建設されたものについて、建設コスト等実費から積み上げた金額を試算し、平成17年4月1日現在の使用料と比較した。

その状況は次のとおりである。

岩国高校管理の教職員住宅

	建築年度	取得価額(千円)	構造	住宅面積(m ²)	一戸面積(m ²)	戸数(戸)	(a)コスト計算による1戸1ヶ月当たりの金額(円)	(b)(1)か月の使用料(円)	(b/a)コスト計算による1戸1ヶ月当たりの金額に対して県の使用料の割合(%)
岩国(1)	平成10年度	353,760	RC 4F	1,833.66	65.03	24	54,167	26,112	48.2
岩国(2)	平成10年度	112,327	RC 2 F	359.96	36.33	8	51,598	12,212	23.7

1戸当たり1ヶ月のコスト (単位：円)

	岩国(1)	岩国(2)
減価償却費	282,254	268,867
支払利息	111,700	106,402
市町交付金	76,488	72,860
火災保険金	2,682	2,553
修繕費	176,879	168,490
計	650,003	619,172
÷ 12	54,167	51,598

耐用年数47年

支払利息を47年に配分（総額166,005,159円）

取得価額の1.2%（熊本県のデータを参考とした。）

南陽工業高校管理の教職員住宅

	建築年度	取得価額(千円)	構造	住宅面積(m ²)	一戸面積(m ²)	戸数(戸)	(a)コスト計算による1戸1ヶ月当たりの金額(円)	(b)(1)か月の使用料(円)	(b/a)コスト計算による1戸1ヶ月当たりの金額に対して県の使用料の割合(%)
新南陽(2)	平成8年度	146,852	RC 3 F	941.78	65.03	12	36,171	26,112	72.2
新南陽(3)	平成8年度	38,267	RC 2 F	193.86	36.16	4	28,277	12,212	43.2

1戸当たり1ヶ月のコスト (単位：円)

	新南陽(2)	新南陽(3)
減価償却費	234,338	183,191

市町村交付金	52,589	41,182
火災保険金	269	158
修繕費	146,852	114,799
計	434,048	339,330
÷12	36,171	28,277

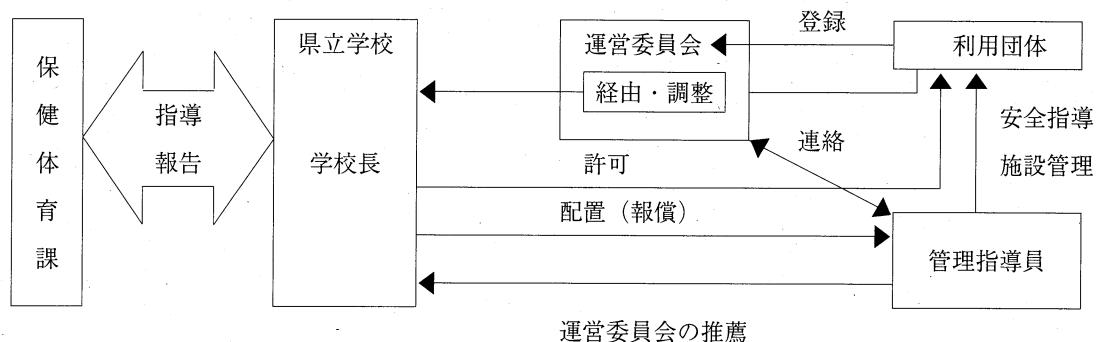
以上の試算では、平成17年4月1日改正の使用料の額においても、建設コストや維持管理コストを回収するまでには至っていない。これは、使用料について福利厚生の観点から決めているためであるが、昨今、公務員の待遇が民間より恵まれているという意見等があり、将来的には、使用料算定の方法について、建設コストや維持管理コストを反映した県独自の基準を検討することも必要である。

(2) 学校体育施設開放事業について（保健体育課）

ア 概要

(ア) 開放の方法

昭和53年度よりスポーツ振興法第13条の趣旨を踏まえ、県民のスポーツに対する要求に対応するとともに地域スポーツの振興による地域連帯感の醸成に資するため、学校体育施設を教育活動に支障のない範囲において地域住民のスポーツの場として利用に供するため「県立学校体育施設開放事業要綱」及び「同運用細則」に基づき開放している。



(イ) 使用料

使用料（施設使用料及び光熱水費）については、「地域スポーツの振興を図るため、県立学校体育施設を開放する」というスポーツ施設開放推進事業の趣旨に基づき、開放を促進するための政策誘導として徴収していない。

イ 監査結果

(ア) 開放実績 平成12年度～16年度実績

年 度	開放実施校数	延べ開放日数(日)		延べ利用人数(人)	
		合 計	1校平均	合 計	1校平均
平成12年度	61	3,658	60.0	84,763	1,390
平成13年度	61	3,641	59.7	108,472	1,778
平成14年度	58	4,315	74.4	126,844	2,187
平成15年度	56	4,046	72.3	171,853	3,069
平成16年度	52	4,056	78.0	118,309	2,275

県立高校体育施設の開放は全高校で実施しているが、開放実施校数は各年度で開放実績のあった学校数である。

なお、県は平成16年度は体育館等室内の体育施設について利用時間数の実績を調査していた。その時間数は6,569時間であった。

ウ 「県立学校体育施設開放」に係る体育館の光熱水費（電気料金）について

体育館の使用に伴い、光熱水費（電気料金）が発生するので、平成16年度の利用について時間数を基に電気料金を試算した。

(ア) このたび往査した県立高校13校の電気使用量と電気料金により算出

- a 県立高校の体育館で規模・構造において標準的なものの1時間当たりの消費電力量を県に算出を依頼
- b 1Kwh当たりの電気料金単価は、このたび往査した県立高校13校の平均により算出した。（69頁記載）
- c aにbを乗じて1時間当たりの光熱水費を算定
- d cに平成16年度の県立高校の体育館等の利用時間数を乗じる

電球 (消費電力、個数)	消費電力量	電気料金単価	光熱水費試算額	平成16年度 体育館利用時間数	平成16年度 光熱費金額
300W×3					
400W×15	13.90Kwh	20円	278円／h	6,569時間	1,826,182円
500W×14					

(イ) 中国電力に照会して、高等学校の一般的な契約である業務用高負荷率電力契約の電力量料金の単価により算出

- a 1Kwh当たりの電力量料金単価は、8.66円（夏季以外）

他は、(ア)の数値を使用

電球 (消費電力、個数)	消費電力量	電気料金単価	光熱水費試算額	平成16年度 体育館利用時間数	平成16年度 光熱費金額
300W×3					
400W×15	13.90Kwh	8.66円	120円／h	6,569時間	788,280円
500W×14					

上記計算の結果によると、平成16年度の体育館等の光熱費（電気料金）の金額は、(ア)では、1,826千円、(イ)では、788千円となる。

エ 意見

- (ア) 県の財政が厳しくなる中で、今後も地域住民のスポーツ活動の場として、学校体育施設開放を継続していくためには、学校や利用者に十分に説明をし、理解を得て、適切な受益者負担を求める必要がある。
- 県は、監査日現在（平成17年8月）では、学校体育施設開放事業において使用料等は徴収していないが、平成18年度には光熱水費の徴収を開始するよう準備している。施設利用者に対して適正な受益者負担となるように、また、地域住民が利用しやすい徴収方法等を検討していく必要がある。

参考までに、広島県立学校体育施設利用に伴う電気料金表を記載する。（広島県立学校体育施設開放事業実施要綱の運用より：平成16年4月1日現在）

利 用 施 設	電 気 料 金
30kwを超える運動場照明施設	1時間ごとに 1,100円
30kw以下の運動場照明施設	1時間ごとに 700円
体育館（屋内運動場）照明施設	1時間ごとに 200円
柔剣道場照明施設	1時間ごとに 100円

その他、中国地方他県の状況は、岡山県、島根県でも利用者に負担を求めており、鳥取県は団体またはグループでの使用に限定しており、光熱水費の徴収はない。

なお、上記の出典は、岡山県は地域スポーツ活動推進事業に関する要綱、島根県・鳥取県は県立学校体育施設開放要綱による。

- (イ) 施設の利用者に施設利用中に傷害等が発生した場合に備えて、施設利用者の義務として、スポーツ安全協会等の傷害保険に加入することを遵守要件として定めている県もある。山口県はこのような義務を定めているが、施設の利用に伴うリスクに対して、利用者に傷害保険を義務づけることは、リスク管理の観点から必要な措置であると考える。

(3) 余裕教室について（教育政策課）

ア 概要

生徒数が減少している中で、クラス数が減少傾向にあり、学校施設が効率的に利用されているか、余裕教室の有無について監査した。

項 目	教室数(室)
保有普通教室数 (A)	1,178

学級数に対応した教室数	(B)	821
(A)－(B)	(C)	357
(C)のうち活用されている教室数	(D)	357
選択教室		284
多目的教室		10
更衣室		5
クラブ室他		58
(C)－(D)		0

余裕教室とは、将来とも恒久的に普通教室として使用されない教室をいう。

イ 監査結果

普通教室として利用されていない教室は、選択授業や習熟度別授業等の教室として使用している場合や、会議室、更衣室、倉庫として使用している場合等、利用目的に応じて配置されており、余裕教室はない。ただし、どの程度利用されているかのデータは存在しなかった。今後は利用の実態を把握し、それぞれの教室が教育上有効に使用されているかどうかチェックし、管理していく必要がある。

(4) 危険校舎面積について（教育政策課）

ア 概要

財団法人地方財務協会の平成15年版公共施設状況調の高等学校の都道府県別では、山口県の「危険校舎面積」比率が3.3%と北海道と並んで全国で一番高い比率であったので、実態を把握するために監査した。

「危険校舎」とは、公立高等学校危険建物政策促進臨時措置法施行令第2条の規定により、構造体力、保存度及び外力条件について測定した耐力度が、非木造の建物については5,000点以下、木造の建物については5,500点以下であるものについて計上しているとある。

参考までに、中国5県の状況は次のとおりである。

鳥取県	0%
島根県	0.1%
岡山県	0.2%
広島県	0.2%
山口県	3.3%

イ 県の見解

山口県では、平成9年度から10年度にかけて一定量の建物について耐力度調査を終えており、危険校舎面積については、計画的な改築事業や耐震補強工事等により着実に減少しているものの、予算の制約や県立高校再編整備計画に伴い、すべてを解消するには多くの時間を要している状態である。それに対して翌年度の事業実施分に限り耐力度調査を行った自治体にあっては、事業終了とともに危険校舎面積は解消されるため、未実施の中に危険校舎相当分が含まれている可能性が否定できず、耐力度調査の対象施設を限定しなかった山口県と比較することは困難であるということであった。

なお、耐力度調査は当時の高等学校建物政策事業への国庫補助（平成10年度まで補助制度あり、現在は廃止）を受けるために必要とされていたものである。

ウ 監査結果

県は耐力度調査を広く実施しており、解消に向けて耐震工事は行われているが、予算等の制約から、未解消のものも残っているため、危険校舎面積が残っている。現状（平成16年5月1日現在）で14校20,415m²の危険校舎が存在する。

その学校別の明細及び今後の解消に向けての対応方法は次のとおりである。

学校別危険校舎面積に対する対応方法

（単位：m²）

学 校 名	年 次 平成16年5月1日	対 応 方 法
安下庄高校	55	非居室（倉庫）のため今後の整備計画（時期未定）で対応
柳井高校	1,825	平成17年～平成18年の改築事業で解消
熊毛南高校上関分校	850	県立高校再編整備計画と整合性を図りながら今後検討
徳山商業高校	3,076	県立高校再編整備計画において平成20年度までに解消
南陽工業高校	1,008	県立高校再編整備計画と整合性を図りながら今後検討

宇部高校	1,054	県立高校再編整備計画と整合性を図りながら今後検討
小野田工業高校	3,851	平成17年~平成20年の改築事業において解消
厚狭高校	3,377	県立高校再編整備計画と整合性を図りながら今後検討
美祢工業高校	1,475	県立高校再編整備計画と整合性を図りながら今後検討
下関南高校	1,886	県立高校再編整備計画と整合性を図りながら今後検討
豊北高校	20	非居室（倉庫）のため今後の整備計画（時期未定）で対応
日置農業高校	10	非居室（温室ボイラー室）のため今後の整備計画（時期未定）で対応
萩高校	42	平成17年改築事業で解消
萩工業高校	1,886	県立高校再編整備計画において平成20年度までに解消
計	20,415	

(5) 学校建設（土木建築部建築指導課）

ア 高等学校の建築・改修工事について

(ア) 概要

高等学校の建築・改修工事は、教育政策課より土木建築部建築指導課に対して、予算の配当換えが行われ建築指導課で執行しているため、高等学校関係についての事務執行を検討した。

(イ) 平成16年度の建築指導課の高等学校関係業務委託費及び工事費の明細は次のとおりである。

(業務委託—2百万円以上抽出)

(単位：千円)

業務の名称	委託料	契約年月日	完了年月日	契約方法
岩国工業高校体育館新築工事の実施設計業務	8,925	16.12.17	17. 3.25	指名競争入札
下松工業高校部室等新築工事の実施設計業務	2,310	16. 6.15	16. 8.29	同上
下関南高校体育館新築工事の実施設計業務	9,345	16.12.17	17. 3.25	同上
高森高校耐力度調査等業務	3,958	17. 2.23	17. 3.31	同上
豊浦高校体操練習場新築等工事の実施設計業務	10,658	16. 5.17	16. 9.14	同上
防府商業高校屋内運動場他補強計画策定等業務	5,565	16.12.21	17. 3.21	随意契約 7号
防府西高校特別教室棟等改修工事の実施設計業務	2,079	16. 6. 3	16. 9. 1	指名競争入札

(營繕工事—1億円以上の本体工事及び関連工事抽出)

(単位：千円)

工事名	最終設計金額	最終請負金額	入札年月日	完成年月日
山口県立宇部高等学校体育館新築工事	547,705	540,750	15.10.23	16.12. 6
同 電気設備工事	50,268	47,716	15.12.19	16.11.26
同 機械設備工事	16,167	15,330	15.12. 8	16.12. 3
山口県立大津高等学校本館等大規模改造工事	314,705	311,157	16. 1. 9	16.10.27
同 電気設備工事	56,330	54,600	16. 1.29	16.10.27
同 機械設備工事	46,695	45,207	16. 1.22	16.10.27
山口県立豊浦高等学校本館新築工事	302,201	297,772	16. 3.23	17. 2.17
同 電気設備工事	44,912	43,575	16. 3.23	17. 2.15
同 機械設備工事	43,114	42,000	16. 3.23	17. 2.17
山口県立豊浦高等学校普通教室新築工事	420,792	415,338	16. 3.23	17. 2.17
同 電気設備工事	32,319	31,343	16. 3.23	17. 2.15
同 機械設備工事	23,636	22,890	16. 3.23	17. 2.17
山口県立豊浦高等学校体操練習場新築工事	268,279	233,687	16.12. 6	17年度
同 電気設備工事	32,529	31,710	16.12.10	17年度
同 機械設備工事	11,537	11,130	16.12.10	17年度

(ウ) 監査結果

- a 上記委託契約及び工事契約から宇部高校、大津高校、豊浦高校分を抽出し、契約事務及び支払事務について、当初設計金額・予定価格の決定、入札通知・入札事務、契約、工事変更・設計変更金額、変更契約、完成通知・完了検査、中間支払・完了支払における各資料と照合を実施した。その結果すべての書類は適切に整理されていた。

b 5千万円以上の工事の最終設計価格（予定価格）に対する契約金額は次のとおりである。

(単位：千円、%)

工事名	最終設計価格	最終契約金額	割合
厚狭高校南校舎改修工事	88,937	85,948	96.6
久賀高校管理棟等外壁改修工事	80,033	78,577	98.2
下関中央工業化学工業科改修工事	77,685	76,046	97.9
田布施農業高校本館等外壁改修工事	73,397	72,016	98.1
長府高校部室新築その他工事	60,123	45,077	75.0
豊浦高校施設整備工事	68,940	62,143	90.1
奈古高校管理棟建具改修等工事	65,321	64,470	98.7
萩高校普通教室建具改修工事	35,207	34,650	98.4
宇部高校体育館新築工事	547,705	540,750	98.7
同 電気工事	50,268	47,716	94.9
大津高校本館等大規模改修工事	314,705	311,157	98.9
同 電気工事	56,330	54,600	96.9
豊浦高校本館新築工事	302,201	297,772	98.5
同 普通教室新築工事	420,792	415,338	98.7
同 体操練習場新築工事	268,279	233,687	87.1

上記合計の最終設計金額に対する契約金額の割合は、96.4%であり、全体としては予定価格に近い金額で契約されている。契約変更があった場合は、当初の予定価格に対する契約金額の割合で増減分も契約しているため、契約変更は上記割合に影響していない。したがって、上記割合は契約時の割合と同じである。

イ 平成16年度開校の県立中等教育学校の建設工事（工事は過年度）

(ア) 概要

平成16年度から開校している中高一貫教育の実施校である県立中等教育学校の新設工事について監査対象とした。（工事は過年度に行われている。）

(イ) 監査手続

契約先の選定及び契約方法等の決定（競争入札、随意契約等）の適正性を確認するため、指名競争入札、随意契約の場合の適切な理由が付されているか、恣意的に分割している契約はないか、予定価格は適正に設定されているかどうかを確認した。

(ウ) 監査結果

a 設計業務の分割発注の合理性について

新築工事の設計業務については、できるだけ受注機会を増やすという県の方針により、基本設計業務と実施設計に分けてそれぞれ契約がなされている。

しかし、基本設計は指名競争入札による契約がなされているものの、実施設計は基本設計を落札したA業者のみの随意契約になっている。A業者とのみ随意契約した理由としては、基本設計業務に携わったことが大きな要因とされているが、そもそも、著作権の関係や知的創作活動である設計業務における基本設計と実施設計の一体性から、両業務は同一人が実施することが原則であるとのことである。

したがって、設計業務の分割発注については合理性はなく、当初から基本設計と実施設計を一括して指名競争入札をすれば、実施設計について随意契約の必要もなく、競争原理の確保が可能であり、経済性がより確保されたと思われる。

b 植栽工事の分割発注の合理性について

(ア) 受注機会の確保という県の方針により、植栽工事は3つの工区に分割して発注されている。その分割発注の状況は下表のとおりである。

(単位：千円)

名称	第一工区	第二工区	第三工区	分割発注合計	一括発注	差額
直接工事費	10,580	6,155	4,449	21,184	21,184	0
共通仮設費	1,016	640	445	2,100	1,267	833

現場管理費	1,689	1,046	783	3,518	3,076	443
一般管理費	1,759	1,080	802	3,641	3,204	437
工事費	15,044	8,920	6,479	30,443	28,730	1,713
消費税等	752	446	324	1,522	1,436	86
起工額(設計額)	15,796	9,366	6,803	31,965	30,166	1,799

分割した各工区での入札参加業者に重複はなく、県の方針に沿って受注機会の確保がなされている。

(b) 意見

上記の表に示すように、経済性の面からみると、分割発注することにより、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費といった共通費の増加は避けられない。すなわち、一括発注を行った場合の工事費が28,730千円であるのに対し、分割発注を行った場合の工事費は30,443千円である。分割発注の方が一括発注よりも工事費が1,713千円だけ高くなっている。その結果、予定価格が1,799千円、率にして約6%高くなっている。

現状では受注機会の確保という政策目的のために、分割発注は工事費の増加を伴うことを承知で実施されているが、どの程度まで経済性を犠牲にして、分割発注すべきかについての明確な基準がない。

受注機会の確保という政策目的を効果的に達成するためには、分割発注に関する運用方針を明確に定める必要がある。

c 予定価格の事前公表の効果について

県立中等教育学校の新築工事、電気設備工事及び機械設備工事の契約については、予定価格の事前公表がされており、入札執行状況は下表に示すとおりである。

工 事 名	入札参加業者数	落札率 (%)	落札価額(千円)	次点入札価額(千円)	平均入札価額(千円)
(新築工事)					
本館等新築工事	13	99.0	1,110,000	1,112,800	1,116,183
特別教室等新築工事	15	98.3	613,000	615,000	618,067
体育館等新築工事	16	99.0	656,000	657,400	658,963
寄宿舎等新築工事	11	99.5	377,000	377,300	377,900
(電気設備工事)					
本館等電気設備工事	13	97.5	90,900	91,050	91,568
特別教室棟等電気設備工事	12	97.7	86,300	86,350	86,700
体育館等電気設備工事	13	97.8	62,700	62,900	63,208
寄宿舎等電気設備工事	13	96.9	63,500	63,700	64,050
(機械設備工事)					
本館等機械設備工事	12	97.5	205,000	205,400	206,550
特別教室棟等機械設備工事	11	98.2	87,600	87,900	88,127
体育館等機械設備工事	13	96.6	19,400	19,450	19,632
寄宿舎等機械設備工事	11	98.7	59,180	59,250	59,362

この表が示す入札執行状況からいえることは、次の3点である。

- (a) ほとんどの工事において、落札率が異常に高い。
- (b) どの工事も、落札価額と次点入札価額及び平均入札価額との差が極めて僅少である。
- (c) どの工事も、落札価額と平均入札価額との差が極めて僅少であり、その中に数多くの他の入札参加業者の入札価額が集中している。

落札価額と次点入札価額及び平均入札価額との差が極めて僅少であるということは、予定価格の事前公表によって入札参加業者の適正な見積努力の意欲が失われている可能性がある。県は、入札参加者の適正な見積を促すため、工事費内訳書の提出を平成15年度から義務付けている。すなわち、工事費内訳書提出の対象工事を設計金額6千万円以上の工事とし、工事費内訳書の内容は員数、単価で表示され、工事費内訳書の総額と入札額の不一致は無効にすることとしている。

入札工事全体の落札率の最近5年間の推移を示した下表をみると、予定価格の事前公表の一部導入が始まった平成13年度から、入札工事全てを対象にした平成14年度にかけては、落札率が大きく下がる傾向にあったのが、平成15年度及び平成16年度において逆に大きく上がる傾向にある。

平成11年度		平成12年度		平成13年度		平成14年度		平成15年度		平成16年度	
件数	落札率(%)										
3,530	96.6	2,970	95.4	2,669	93.2	2,406	92.4	2,432	93.4	2,876	94.8

(6) 営繕工事について

ア 予定価格の事前公表

(ア) 概要

平成16年度の主な支出は次のとおりである。

A 農芸化学実習棟防水改修工事（屋上防水シート換え）	契約金額 5,775千円
B 各所修繕台風災害復旧工事	契約金額 6,825千円
C 鉄骨ハウス等修理工事	契約金額 6,983千円
D ビニールハウス等修繕台風災害復旧工事	契約金額 4,148千円

(イ) 監査結果

契約金額の予定価格に対する割合は、A—91.6% B—82.6% C—86.8% D—86.4%となっている。平成15年4月から業務委託（工事）については予定価格事前公表が実施されており、予定価格に対する落札価格の割合から考えると、事前公表については一定の効果が認められる。（山口農業高校）

イ 指名業者選定基準

監査結果

平成16年度4件のうち、第2次災害復旧工事1,134千円の契約事務について検討した。8社指名競争入札であり、予定価格に対して落札価格は90.4%である。契約に関する書類は整備されているが、指名業者選定に関する経過が伺いからは判断できない。選定に関する経過について分かるようにしておく必要がある。（鹿野高校）

ウ 一般競争入札の実効性

(ア) 実習船の営繕工事

平成16年度営繕工事の内容は次のとおりである。

(単位：千円)

工事名（工事箇所）	工事費	契約年月日	検査年月日	契約の方法	請負者
青海丸第二種中間検査工事	24,675	16. 4. 5	16. 5.14	一般競争入札	A社
青海丸レーダ改修及びAIS設置工事	25,725	16. 4. 5	16. 5.14	一般競争入札	B社
青海丸LCD修理	521	16. 4. 9	16. 4.28	随意契約(1)	B社
青海丸第二種中間検査追加工事	279	16. 4.15	16. 5.14	随意契約(4)	A社
青海丸トロールワインチ改造工事	1,445	16. 8.11	16. 9. 9	随意契約(1)	A社
青海丸プロペラ海難復旧工事	1,575	16. 9. 4	16. 9. 6	随意契約(3)	A社
青海丸油圧漁労機械修理	1,872	16.12.28	17. 1.27	随意契約(2)	C社
計	56,092	—	—	—	—

(イ) 監査手続

平成16年度の営繕工事について、契約手続きが適正に実施されているか検証した。

(ウ) 監査結果

a 契約事務について

青海丸第二種中間検査工事及び青海丸レーダ改修及びAIS設置工事については一般競争入札が行われている。

契約手続きは会計規則等に従って処理されているものと認められた。入札の経過は次のとおりである。

第二種中間検査工事については、業者2社より参考見積を徴求し入札予定価格の参考としている。入札参加者は4社で最低価格の業者に決定している。予定価格に対する落札価格は99.2%となっており、落札業者のみが予定価格を下回っている。

レーダ改修及びA I S設置工事については、業者2社より参考見積を徴求し入札予定価格の参考としている。入札参加者は参考見積を徴求した2社のみであり、予定価格に対する落札価格は95.7%となっており、他の1社の入札価格は予定価格を上回っている。

b 一般競争入札の実効性について

いずれの入札も手続き上問題はないとしても、結果からすれば参考見積を徴求した業者に決定しており、しかも、落札した1社のみが予定価格を下回っており、一般競争入札の実効が上がっているか疑問である。

エ 意見

県立高校営繕費の計画的執行

営繕計画書には記載はあるが、少なくとも5年間実行されたものがないとか、計画書に記載されたものが翌年はなくなるなど、計画が曖昧であり、毎年度の本庁でのヒヤリングが無駄に終わっているばかりか、修繕の機を失しているケースもある。学校の小修繕を機動的かつ効率的に行うために、ある程度営繕枠を県立高校に付与するなどの工夫ができるいか検討する必要がある。ただし、県立高校には説明責任を持たせる必要がある。

(7) 県立高校の公有財産関係の利用実態等

ア 学校林について（教育政策課）

(ア) 概要（監査した背景）

往査した学校で、商業高校（徳山商業高校）であるのに学校林を有し、しかも、平成9年度より作業を中止し、返還を希望しているということがあり、県内の県立高校の学校林について、利用状況及び保有することによるコスト等を監査した。

(イ) 監査結果

a 県立高校の学校林の保有状況、発生するコスト等は次のとおりである。

なお、学校林と実習林は、定義は同じであるため、財産管理上の用語である学校林を使用している。

学校林の保有状況

学 校 林	学校名	面積 (m ²)	場所	土地所有者		契約期間		分収率(%)		H16.09.30状況		H1.6支出状況	
				所有者名	所有別年間	自	至	%	費用費	保険料	費用費	保険料	
1 安下庄	61,798 地防大島町西安下庄量油143	周防大島町 (旧橋町)	市町村 70	S15.5.10	H22.5.9	50	H8より作業中止・返還希望		15,216				
2 久賀	33,097 地防大島町城上屋 (480の1)	周防大島町 (旧久賀町)	市町村 70	S15.6.6	H22.6.5	50	H7より作業中止・返還希望		11,867				
3 広瀬	17,132 錦町広瀬正姫2800	山口県	黒一	—	—	—	S5.5より作業中止・返還希望		7,015				
4 萩原	10,173 沼田町天王6598の1・11	山口県	黒一	—	—	—	学校林作業有		56,863		48,000		
5 田布施農	174,522 田布施町上田布施北高瀬395-1	田布施町	市町村 35	S61.9.1	H33.8.31	50	H8より作業中止・学校取扱い検討中						
6 魁山商	34,000 周南市魁山農場228の8	周南市 (旧魁山市)	市町村 50	S43.9.16	H30.9.15	60	H10より作業中止・返還希望						
7 佐波	45,935 88 山口市後地伊賀地栗ケ原18024	山口市 (旧後地町)	市町村 50	S44.6.27	H31.6.26	60							
	33,882 山口市後地伊賀地栗ケ原1803	山口市 (旧後地町)	市町村 40	S51.9.3	H28.9.2	45	S3.9より作業中止・返還希望						
	19,015 山口市後地栗ケ原北野1818	山口市後地栗ケ原北野	栗一	—	—	—							
	19,015 山口市後地栗ケ原北野877-1~2	山口市後地栗ケ原北野877-1~2	栗一	—	—	—							
	計 429,565								56,863	34,098	48,000	22,031	
8 山口農	198,347 山口市小郡上郷錦谷122の2	山口市 (旧小郡町)	市町村 50	S36.5.1	H23.4.30	100							
	19,834 山口市小郡下郷付原122の1	山口市 (旧小郡町)	市町村 20	H17.4.1	H87.3.31	60	学校林作業有						
	8,033 子都市小郡矢張	宇部市	市町村 20	H12.7.1	H82.6.30	60							
	23,801 山口市小郡上郷錦ヶ岸20.907.3	山口県	栗一	—	—	—							
	23,801 山口市小郡三ツ尾20.907.3	山口市 (旧小郡町)	市町村 20	H17.4.1	H87.3.31	60	H8より作業中止・返還希望						
	27,500 美祢市伊佐町横井21900の67	美祢市	市町村 50	S42.4.1	H29.3.31	60	H1より作業中止・返還希望						
	45,500 美祢市伊佐町浅井86602	美祢市	市町村 50	S42.1.10	H29.1.9	60	H1より作業中止・返還希望						
	51,457 美田町糸田塙戸笠田由867.7~9	下関市 (旧糸田町)	市町村 50	S50.6.25	H37.6.24	60	学校林作業有 (H16は台風により中止)						
	28,157 宇部市和洋通75.0.1	宇部市	市町村 50	S28.12.1	H25.11.30	60	学校林作業有						
	35,758 宇部市移東園跡ケ谷244の50	萩市	市町村 50	S43.9.2	H30.9.1	60	S5.3より作業中止・返還希望						
9 大構	100,000 阿東町地権上下深山18120の49	阿東町	市町村 50	S45.6.1	H82.5.31	60	H16より作業中止・学校取扱い検討中						
	25,324 松市移東園跡ケ谷244の50	萩市	市町村 50	S43.9.2	H30.9.1	60	作業中止年度不明・返還希望						
	29,116 松市移東園跡ケ谷244の50	萩市	市町村 50	S43.9.2	H30.9.1	60	S5.9より作業中止・返還希望						
	24,320 長門市日置瀬内大田125の2・12	長門市 (旧日置町)	市町村 26	H13.3.27	H89.3.31	50	H7より作業中止・維持管理できる範囲で存続希望						
10 美松工	200,900 長門市日置中草添45.0.1~44	長門市 (旧日置町)	市町村 36	H3.4.1	H89.3.31	45	H7頃より作業中止・地上権設定期間終了後返還希望						
	116,500 長門市日置中草添45.0.1~44	萩市	市町村 60	S42.4.1	H29.3.31	60	H8より作業中止・学校取扱い検討中						
	51,804 阿武町秦古義古谷48の297	萩市	市町村 50	S42.4.1	H29.3.31	60	H8より作業中止・学校取扱い検討中						
	86,310 阿武町秦古義向山1020	萩市	市町村 50	S42.4.1	H29.3.31	60							
	計 1,096,464								576,920	36,022	289,000	82,146	

b 保有の目的

(a) 学校林の保有目的

勤労体験等の教育の場として利用するため

(b) 学校林の現状及び分収割合

すべての学校林で造林木を所有しており、造林木の収益が見込まれる場合、分収割合に応じて収入を得る契約となっている。

(c) 平成15,16年度において発生したコスト

上記の表のとおりであるが、平成15年度312千円、平成16年度612千円、需用費や自然災害への対策として、国営森林保険に加入した保険料が発生する。解約するに当たっては、(b)に記載したように造林木の収益がある場合、分収割合に応じて収入を得る契約となっており、解約に伴うコストに充当されるが、その業務（造林木の伐採、搬出及び造林木の収入の評価と解約に伴い発生するコストの算定等）は各地域の森林組合に依頼して行うことになっている。

c 利用状況について

平成16年度末18高校の学校林（実習林を含む）のうち、4高校の学校林は利用しているが、その他は返還希望の状態であり、学校林の保有目的の意義は薄れているものと思われる。しかも火災については保険の対象にされていないことなどから、保有することによるリスクを考慮し、返還を計画的に進めるべきである。

イ 未利用財産について

(ア) 概要

a 未利用財産とは、現在使用されておらず、今後も利用見込みがなく、処分も含め他の有効な利活用の方策を検討する必要がある財産である。

b 未利用財産となった経緯

当初は教育に必要な施設、設備を整備するということで取得されていたが、最近の少子化、教育課程の変化、設備の変更等様々な要因により、未利用財産が発生している。

c 平成16年度現在の県立高校の未利用財産の一覧表は次のとおりである。

管理分掌者	未利用財産名	取得年度 登録年度	評価額 (面積)	未利用になった理由
広瀬高校	学校敷地	S43.10.30 H14	1,285千円 (70m ²)	道路整備に伴い狭小な土地として残ったため
広瀬高校	山林	S25. 8. 2 H14	137千円 (17,132m ²)	授業展開の中止
柳井高校	学校用地	S56. 1.19 H14	18,121千円 (443m ²)	住宅取壊しのため
熊毛北高校	雑種地	S52.11.29 H14	12千円 (92m ²)	水路整備に伴い狭小な土地として残ったため
熊毛北高校	教職員住宅	S45 H14	13,155千円 (700m ²)	学校周辺の交通網の整備が進み住宅の需要がなくなった
熊毛北高校	住宅敷	S44 H14	5,765千円 (92m ²)	
佐波高校	佐波高校実習林	S43. 3.31 H10	237千円 (18,271m ²)	授業（林業実習）展開の縮小のため
佐波高校	佐波高校運動場	S41.10.28 H10	8,573千円 (1,542m ²)	生徒数減少のため（運動場）
佐波高校	佐波高校学校用地	S48. 2.21 H10	1,517千円 (273m ²)	生徒数減少のため（自転車置場）
徳佐高校	農場敷	S40. 9.29 H15	171,836千円 (5,054m ²)	実習規模の縮小のため（果樹栽培）
宇部中央高校	宇部中央高等学校 敷地の一部	S53.12. 4 H10	6,423千円 (158.22m ²)	周辺一帯の用地買収が頓挫し、狭小な土地として残ったため

宇部工業高校	宇部工業高等学校 敷地の一部	S32. 1.18 H10	14,654千円 (450m ²)	山口大学（医学部）と土地交換で取得した際に生じた狭小の土地のため
小野田高校	小野田高等学校敷地の一部	S39. 6.24 H10	2,119千円 (133.31m ²)	学校用地として寄附採納した土地の一部
美祢高校	教職員住宅	S42 H16	9,221千円	学校周辺の交通網の整備が進み住宅の需要がなくなった
美祢高校	住宅敷	S42 H16	4,468千円 (456.64m ²)	
豊北高校	学校敷地	S54. 4.19 H14	0.3千円 (42m ²)	水路整備に伴い生じた狭小な残地のため
水産高校	学校用地	S38.11. 7 H14	16,515千円 (12,000m ²)	生徒数減少のため（運動場）
福利課	校長住宅予定地 (旧平川派出所)	H 9 県警から 所管替え H16	20,507千円 (393.95m ²)	厳しい財政事情から新規着工見合わせ
福利課	校長住宅予定地 (旧岩国警察署公舎)	H 9 県警から 所管替え H16	21,816千円 (373.57m ²)	厳しい財政事情から新規着工見合わせ

(イ) 意見

a 未利用財産の処分について

未利用財産は処分を前提としているにもかかわらず、財産管理分掌者が財産の処分を専門に扱う管財課になっていない。現状では、未利用財産19件のうち6件が、未利用財産として登録されてから既に5年を経過している。県財政が厳しい状況にあることから、財産管理分掌者を管財課に移して、早急に処分を進めるべきである。

b 未利用財産の利活用について

未利用財産のうち、県として利活用できない物件については、貸付けや地元市町村に管理を委託するなど、他の有効な利活用の方策を検討すべきである。

ウ その他

(ア) 監査結果

a 高校の敷地内にふさわしくないプレハブ建物について

高校の敷地内の校長公舎とプールとの間に、プレハブ建物がある。このプレハブ建物は、窓ガラスがなく、壁も3分の1がない。建物の中には、廃棄された自転車やビニール袋に入れられたペットボトル、使用されなくなった運動器具、その他ごみ等があった。当該建物は公有財産台帳にも記載されておらず、過去の取得の経緯も明確ではない。高校の敷地内にこのような建物があるのはふさわしくなく、早期に処分等の対応が必要である。（下関工業高校）

b 公有財産台帳への記載洩れ

營繕工事費として執行されている中で、山口高校の記念館改修工事7,707千円は公有財産の増加として扱われるべきものであるが、公有財産台帳に記載洩れになっていた。

財産の価額を正しく表すためには、公有財産に該当するものが発生した場合には、その都度速やかに公有財産台帳に記載し、管理対象とする必要がある。（山口高校）

c 工作物台帳への記載洩れ

台風による改修によりビニールハウス等が全部交換されたものについて、工作物台帳への記載が行われているかどうか監査した結果、台帳への記載が行われていなかった。

工作物の古いものを除却し、新しく購入した場合等は、工作物の種類は同じでも価値は異なる場合があり、工作物台帳への記載をその都度行う必要がある。（山口農業高校）

4 物品の取得及び維持管理

(1) 備品（理科薬品を除く）

ア 取得

(ア) 概要